

(第一類 第八号)

第七十二回国会 農林水産委員会議録 第二十二号

(三) (四)

昭和四十九年三月十九日(火曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 仮谷 忠男君

理事 笠岡 徹郎君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 矢澤 誠君

理事 安田 貴六君

理事 柴田 健治君

理事 津川 武一君

愛野興一郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

熊谷 義雄君

染谷 誠君

栗山 ひで君

島田 琢郎君

美濃 政市君

中川利三郎君

稻富 棱人君

農林政務次官

水産庁長官

内村 良英君

議官大臣官房審

外務省アジア局

外務省参事官

農林大臣官房企

画室長

資源エネルギー部

通課長

農林水産委員会

調査室長

松村 克之君

森実 孝郎君

毅君

同月十八日

願(湯山勇君紹介)(第二五五三号)

昭和四十八年度生産者米価の追加払い等に関する請願(安井吉典君紹介)(第二七四九号)

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請願(梅勝君紹介)(第一九五一号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

食糧の自給強化に関する陳情書外一件(枕崎市議会議長松尾繁外一名)(第二八七号)

昭和四十八年産米の全量買入れに関する陳情書外一件(岡山県市長岡崎平夫外一名)(第二八八号)

農業委員手当増額等に関する陳情書(京都府熊野栄次郎君名)(第二八八号)

農業生産基盤整備事業の通年施行に伴う補償措置に関する陳情書外一件(板木県議会議長小池知明外一名)(第二九〇号)

休耕田の復元に関する陳情書(三重県議会議長山本幸一)(第一九一号)

野菜の価格安定対策に関する陳情書(関東一部九県議会議長会常任幹事東京都議会議長醍醐安之助外九名)(第一九二号)

みかんの価格暴落対策に関する陳情書外一件(阿南市議会議長山下加外一名)(第二九三号)

農地の大幅転用方針撤回に関する陳情書外六件(大阪市東区法円坂町一〇大阪府農業会議長山本幸一)(第一九四号)

農林省議長(第一九四号)

山村地域の農業基盤整備促進に関する陳情書(中国五県議会正副議長会議代表広島県議会議長西田修)(第一九五号)

農林省関係補助事業の事務費引上げ等に関する陳情書(全国市長会中國支部長下関市長井川克己)(第一九六号)

保証乳価の引上げ等に関する陳情書(北海道枝幸郡歌登町議会議長岩木留吉)(第二九七号)

飼料の確保及び価格安定等に関する陳情書(茨城県筑波郡大穂町吉沼一一〇四の一吉沼農業協同組合長生田日文夫)(第二九八号)

林業振興に関する陳情書外一件(新潟県岩船郡神林村議会議長山崎元栄文外一名)(第一九九号)

海外農林業開発公团設立等に関する陳情書(大阪市東区内本町橋詫町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯勇)(第三〇〇号)

学校給食用生乳価格の改定に関する陳情書(北海道枝幸郡歌登町議会議長岩木留吉)(第三〇一号)

沿岸漁場整備開発法案(内閣提出第七〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

沿岸漁場整備開発法案(内閣提出第七〇号)

○仮谷委員長 これより会議を開きます。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、及び沿岸漁場整備開発法案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今井勇君。

○今井委員 私は、ただいま議題となりました漁業三法につきまして、以下若干の質疑をいたしたいと思います。

まず、最初に、漁業全般の問題について政府のお考えをただしておきたいと思いますが、資料に基づいてお話をうながしていただけます。

まず、最初に、漁業全般の問題について政府のお考えをただしておきたいと思いますが、資料に基づいてお話をうながしていただけます。

三月十四日

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十二号

昭和四十九年三月十九日

○今井委員 そこで、最近における一般的な物価の上昇に加えまして、例の四十八年末からの石油問題も漁業の問題に対してたいへん深刻な問題を投げかけております。すなわち、それは、漁業経営にとって非常に大きな資源と申しますが、材料と申しますか、燃料の問題であります。一方、漁網等のいわゆる漁具の代金も物価騰貴でございました。特に、わが国の漁業は、△重油に例をとりますれば、一千万トンの魚をとるのに約七百万トンの油を使っておるということであります。言つてみれば、油というエネルギーを使いまして魚というたん白質を得て、これが変化しますとまたエネルギーになりますが、七百万トンのエネルギーを一千万吨のエネルギーに変える仕事、その仕事そのものが漁業だというふうなことすら言われておるわけあります。したがって、この大もとになります漁船の燃料が上がってまいりますことは、わが国の漁業の問題に対するたいへん大きな影響を与えるものだと思います。

こういうふうな諸物価の値上がりについて、農林省は、漁業の経営の安定対策というものに対

して、例の四十八年末からの石油問題も漁業の問題に対してたいへん深刻な問題を投げかけております。すなわち、それは、漁業経営にとって非常に大きな資源と申しますが、材料と申しますか、燃料の問題であります。一方、漁網等のいわゆる漁具の代金も物価騰貴でございました。特に、わが国の漁業は、△重油に例をとりますれば、一千万トンの魚をとるのに約七百万トンの油を使っておるといふことであります。言つてみれば、油というエネルギーを使いまして魚というたん白質を得て、これが変化しますとまたエネルギーになりますが、七百万トンのエネルギーを一千万吨のエネルギーに変える仕事、その仕事そのものが漁業だというふうなことすら言われておるわけあります。したがって、この大もとになります漁船の燃料が上がってまいりますことは、わが国の漁業の問題に対するたいへん大きな影響を与えるものだと思います。

○渡辺(美)政府委員 石油の値上がりが漁業に重

大な影響を与えておるということは、まことにそのとおりであります。今回政府も石油の値上げを発表いたしましたが、ヨーロッパ等諸外国から見ればまだ有利性があるわけですが、しかし、相当大幅な値上がりでございますが、免

れるわけにはまいりません。したがいまして、石油と漁網網等の石油関連資材の高騰によるところの漁業経営への影響ということについては、経営の規模あるいは漁業の種類によっていろいろとその支出割合が違つております。したがって、影響の度合いも、その種類等によつて一がいに同じといふわけにはまいりません。魚価の今後の動向いかんによるものでございますが、これは非常にむずかしい問題になつてしまりました。したがって、

○今井委員 この石油の値上がりで、魚価がそれに応じて上がらなければ経営が非常に苦しくなるということは、ますます経営の合理化、コストの削減といふことをやつていかなければならぬ。当面は資材の価格凍結と申しますか、そういうように石油が値上がりいたしましても、農林漁業に直接使われるものの価格については、できるだけこれを押さえいくという方針で努力をしておるということです。

○今井委員 その問題はまた関連して後ほどお尋ねしたいと思いますが、そうやつてとられました

水産物のたん白質でございますが、わが国でわれわれが食べておりますたん白質は、一人一日当たり植物性で四十四・七グラム、動物性で三十三・七グラムとわれわれは承知いたしております。こ

の動物性の三十三・七グラムの中では、水産物と畜産物とがいまちょうど半分半分になつております。ところが、政務次官も御案内のように、この

畜産物の問題につきましては、えさの問題が異常に

複雑な問題になつてまいりました。しかも、また、このえさの原料と申しますとか、穀物をつくつております世界の各国を見渡しましても、これを

安定的に多量に輸入するということがだんだんと困難になつておるという実情は御存じであらうと思

います。したがつて、畜産物について、われわれのたん白質を今後飛躍的に自給度を上げて、それを

安定的に多量に輸入するということはなかなかむづかしかろうと私は思うのであります。

われわれのたん白質をふやすためには、水産物といふもののもつとたくさんわれわれの食ぜんに

づかしからうと私は思つておられます。しかし、これを国内で全部つと輸入しなければならぬということですが、いままでさえも輸入は非常にたいへんなもので、これ

の割合をふやしていくことはなかなかむづかしからうと私は思つておられます。

われわれのたん白質をふやすためには、水産物といふもののもつとたくさんわれわれの食せんに

づかしからうと私は思つておられます。しかし、これを国内で全部つと輸入しなければならぬということですが、いままでさえも輸入は非常にたいへんなもので、これ

の割合をふやしていくことはなかなかむづかしからうと私は思つておられます。

われわれのたん白質をふやすためには、水産物といふもののもつとたくさんわれわれの食せんに

づかしからうと私は思つておられます。しかし、これを国内で全部つと輸入しなければならぬということですが、いままでさえも輸入は非常にたいへんなもので、これ

の割合をふやしていくことはなかなかむづかしからうと私は思つておられます。

われわれのたん白質をふやすためには、水産物といふもののもつとたくさんわれわれの食せんに

づかしからうと私は思つておられます。

○渡辺(美)政府委員 確かに、たん白をとるということ是非常に大切なことであります。いま、食料危機とどうようなことがよく言われておりますが、その中で、一つは、日本で非常にばく大な穀物等を輸入しておる。何でそうなつたかといふと、一つは、動物たん白の摂取が非常にふえた。

ここ十年間で四倍以上に動物たん白の摂取があつた。したがつて、動物たん白一カロリーをとるために、穀類のカロリー一セカンドを必要とする

ということから飛躍的に穀類の輸入があつたということだと私は思います。

そこで、漁業といふものはその半分の割合を持つておるわけでありますから、これは穀類を伴わ

ないでやつていいける。日本の輸入食料と遠洋漁業がもし全部とまつたとすればれくらになるか

ということを一応試算をしてみると、大体国民のカロリーは千五百カロリーくらいになつて、いま

より千カロリーくらいはまさに落ちて、大体昭和二十三年ごろのカロリー計算になるんぢやないか

ということが言われております。したがつて、国内でもと動物たん白をふやしていくためににはも

うかがうかと私は思つておられます。しかし、また、この沿岸漁業に従事をされております漁船の

数は全体で三十四万八千隻あります。これは全體の漁船の九五%を占めております。また、経営

体でまいりますと二十一万三千経営体で、全体の

九六%です。また、就業者の数でまいりますと三十五万八千といふことで、これまで全漁業者の七〇%というウエートを占めております。

○今井委員 わが国の今後のたん白質を確保しま

す場合の水産物の占める重要性は、確かにあります。いま、食料危機とどうようなことがよく言われておりますが、その中で、一つは、日本で非常にばく大な穀物等を輸入しておる。何でそうなつたかといふと、一つは、動物たん白の摂取が非常にふえた。

ここ十年間で四倍以上に動物たん白の摂取があつた。したがつて、動物たん白一カロリーをとるために、穀類のカロリー一セカンドを必要とする

ということから飛躍的に穀類の輸入があつた

ということだと私は思います。

そこで、漁業といふものはその半分の割合を持つておるわけでありますから、これは穀類を伴わ

ないでやつていいける。日本の輸入食料と遠洋漁業がもし全部とまつたとすればれくらになるか

ということを一応試算をしてみると、大体国民のカロリーは千五百カロリーくらいになつて、いま

より千カロリーくらいはまさに落ちて、大体昭和二十三年ごろのカロリー計算になるんぢやないか

ということが言われております。したがつて、国内でもと動物たん白をふやしていくためににはも

うかがうかと私は思つておられます。しかし、また、この沿岸漁業に従事をされております漁船の

数は全体で三十四万八千隻あります。これは全體の漁船の九五%を占めております。また、経営

体でまいりますと二十一万三千経営体で、全体の

九六%です。また、就業者の数でまいりますと三十五万八千といふことで、これまで全漁業者の七〇%というウエートを占めております。

○今井委員 わが国の今後のたん白質を確保しま

す場合の水産物の占める重要性は、確かにあります。いま、食料危機とどうようなことがよく言われておりますが、その中で、一つは、日本で非常にばく大な穀物等を輸入しておる。何でそうなつたかといふと、一つは、動物たん白の摂取が非常にふえた。

ここ十年間で四倍以上に動物たん白の摂取があつた。したがつて、動物たん白一カロリーをとるために、穀類のカロリー一セカンドを必要とする

ということから飛躍的に穀類の輸入があつた

ということだと私は思います。

そこで、漁業といふものはその半分の割合を持つておるわけでありますから、これは穀類を伴わ

ないでやつていいける。日本の輸入食料と遠洋漁業がもし全部とまつたとすればれくらになるか

ということを一応試算をしてみると、大体国民のカロリーは千五百カロリーくらいになつて、いま

より千カロリーくらいはまさに落ちて、大体昭和二十三年ごろのカロリー計算になるんぢやないか

ということが言われております。したがつて、国内でもと動物たん白をふやしていくためににはも

うかがうかと私は思つておられます。しかし、また、この沿岸漁業に従事をされております漁船の

数は全体で三十四万八千隻あります。これは全體の漁船の九五%を占めております。また、経営

体でまいりますと二十一万三千経営体で、全体の

九六%です。また、就業者の数でまいりますと三十五万八千といふことで、これまで全漁業者の七〇%というウエートを占めております。

○今井委員 わが国の今後のたん白質を確保しま

す場合の水産物の占める重要性は、確かにあります。いま、食料危機とどうようなことがよく言われておりますが、その中で、一つは、日本で非常にばく大な穀物等を輸入しておる。何でそうなつたかといふと、一つは、動物たん白の摂取が非常にふえた。

ここ十年間で四倍以上に動物たん白の摂取があつた。したがつて、動物たん白一カロリーをとるために、穀類のカロリー一セカンドを必要とする

ということから飛躍的に穀類の輸入があつた

ということだと私は思います。

そこで、漁業といふものはその半分の割合を持つておるわけでありますから、これは穀類を伴わ

ないでやつていいける。日本の輸入食料と遠洋漁業がもし全部とまつたとすればれくらになるか

ということを一応試算をしてみると、大体国民のカロリーは千五百カロリーくらいになつて、いま

より千カロリーくらいはまさに落ちて、大体昭和二十三年ごろのカロリー計算になるんぢやないか

ということが言われております。したがつて、国内でもと動物たん白をふやしていくためににはも

うかがうかと私は思つておられます。しかし、また、この沿岸漁業に従事をされております漁船の

数は全体で三十四万八千隻あります。これは全體の漁船の九五%を占めております。また、経営

体でまいりますと二十一万三千経営体で、全体の

九六%です。また、就業者の数でまいりますと三十五万八千といふことで、これまで全漁業者の七〇%というウエートを占めております。

○今井委員 わが国の今後のたん白質を確保しま

す場合の水産物の占める重要性は、確かにあります。いま、食料危機とどうようなことがよく言われておりますが、その中で、一つは、日本で非常にばく大な穀物等を輸入しておる。何でそうなつたかといふと、一つは、動物たん白の摂取が非常にふえた。

ここ十年間で四倍以上に動物たん白の摂取があつた。したがつて、動物たん白一カロリーをとるために、穀類のカロリー一セカンドを必要とする

ということから飛躍的に穀類の輸入があつた

ということだと私は思います。

そこで、きょうは順を追いまして、まず最初に基盤整備の問題から取り上げてまいりたいと思いますが、法律案によりますれば、政府は、基盤整備につきまして計画制度を創設するということになつております。第一次産業の中でも、農業とか林業等につきましては、もうすでに法でそれぞれ基盤整備をすることが位置づけられておりまして、たとえば農業で申しますれば、土地改良法に基づきます土地改良計画といふものがちゃんと法定されておるわけであります。ところが漁業では、実は、基盤整備につきまして固有の法律がありません。確かに、沿岸漁業等振興法を見てまいりますと、その第八条に「沿岸漁業の構造改善事業」ということでうたつてはございますが、これは構造改善事業の構造物そのものだけではございませんで、そのほかのものもいろいろ規定されておるわけであります。したがって、今回のこの法律で、漁業に対しまして基盤整備を計画的にやつていこうということはたいへん重要な進歩であり大事なことであろうというふうに私は思いました。ところが、この漁業の場合には、ほかの農業とか林業等と違いまして、未知の分野が非常に多いわけであります。そういう海を対象とするものであります。したがって、生産目標とか事業効果なども非常に不確定要素が多かるうと思ひます。そこで、この法律にいいます沿岸漁場整備開発計画では一体どのようなことを定めようとしておるのか、また、一体何ヵ年計画ぐらいたのを考えてやるうとしているのか、その中身について、まず政府の考え方を聞きたい。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

沿岸漁業の重要性につきましては、ただいま先生から御指摘のあつたとおりでございます。そこで、農林省といたしましても、これまで、沿岸漁業の振興につきましては、栽培漁業の振興と、あるいはただいま先生から御指摘のございました構造改善事業といふものを進めてきたわけでござい

ます。しかしながら、今日漁業が当面しているいろいろな問題を克服し、さらに国民にたん白質食料を供給するためには、沿岸漁場の整備をやつて沿岸漁業の生産基盤の整備をしなければならないことが今回の法律の一つの目的でござります。

そこで、沿岸漁場整備開発計画におきましては、漁船漁業の振興のための魚礁の設置、それから増殖漁場の整備及び開発並びに浅海養殖の振興のための養殖漁場の整備及び開発を行なうとともに、最近公害等で生産力の低下している沿岸漁場もござりますので、そうした漁場の環境の維持保全をはかるというようなことを基本計画で定めました。

次に、事業量につきましては、今後計画策定の段階で十分検討の上、事業の種類別に事業の性格及び事業の内容等に即して事業量も表示することを考えております。

次に、事業量につきましては、今後計画策定の段階で十分検討の上、事業の種類別に事業の性格及び事業の内容等に即して事業量も表示することを考えております。

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備開発事業は、國みずからが沿岸漁場の大規模な整備開発を志向いたしまして、基盤整備事業を推進するとともに、沿岸漁場の効用の回復のための漁場環境の保全の事業をやろうということです。一方、ただいま実行しております四十六年度から百八ヵ所につきましては十二ヵ年計画でやることになつておりますけれども、沿岸漁業の構造改善事業におきましてはいろいろ地域を指定しておるわけでございまして、その地域の実態に即応して、漁場利用の改善、生産基盤の整備開発、経営の近代化施設の導入等を総合的に行なう事業でございまして、大型魚礁の設置等、沿岸漁場の大規模な整備開発を志向した諸事業もこの沿岸漁業構造改善事業の一環として行なわれておるわけでござります。

そこで、今日までの構造改善事業の推移を見ますと、地域の実態に即してということもございまして、いわゆる上物と申しますか、共同利用施設的なものが非常に多いわけでござります。したがいまして、今度の法案におきましては、そういうふた上物は全く考えずに、その沿岸漁場の漁場整備ということで魚礁の設置その他を考えておるわけでござりますが、そういう場合に構造改善事業とダブつてくる面が全然ないかと申しますと、

○今井委員 お答え申し上げます。

○今井委員 そうしますと、現在、沿岸漁業等振興法の中でうたつております第二次沿岸漁業構造改善事業といふのがあります。その中の業種を見ますと、たとえば大型魚礁設置事業であるとか、あるいは浅海漁場の開発事業であるとか、あるいはまた漁場の造成事業といふようなものが現に行なわれておるわけですね。しかも、計画の要綱によりますれば、四十六年以降九ヵ年間でやるのだと書いてある。今度の法案におきます沿岸漁場整備開発事業といふの中身を見ると、似た

書いてあり、これは四十六年以降九ヵ年でやるのだ、片や、いま長官の話によると、五ヵ年計画をきめてやるのだということになると、その事業と同じものが当然あるはずだ。先行している九ヵ年計画がある。後発する五ヵ年計画がある。その齊合性を保たないと、現場では混乱をするのではないかとのことです。

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備開発事業は、国みずからが沿岸漁場の大規模な整備開発を志向いたしまして、基盤整備事業を推進するとともに、沿岸漁場の効用の回復のための漁場環境の保全の事業をやろうということです。一方、ただいま実行しております四十六年度から百八ヵ所につきましては十二ヵ年計画でやることになつておりますけれども、沿岸漁業の構造改善事業におきましてはいろいろ地域を指定しておるわけでございまして、その地域の実態に即応して、漁場利用の改善、生産基盤の整備開発、経営の近代化施設の導入等を総合的に行なう事業でございまして、大型魚礁の設置等、沿岸漁場の大規模な整備開発を志向した諸事業もこの沿岸漁業構造改善事業の一環として行なわれておるわけでござります。

そこで、今日までの構造改善事業の推移を見ますと、地域の実態に即してということもございまして、いわゆる上物と申しますか、共同利用施設的なものが非常に多いわけでござります。したがいまして、今度の法案におきましては、そういうふた上物は全く考えずに、その沿岸漁場の漁場整備ということで魚礁の設置その他を考えておるわけでござりますが、そういう場合に構造改善事業とダブつてくる面が全然ないかと申しますと、

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、沿岸漁業の振興につきまして、これまでいわゆる栽培漁業といふことを振興してきたわけでございまして、「特定水産動物」と断つてあります。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、沿岸漁業の振興につきまして、これまでいわゆる栽培漁業といふことを振興してきたわけでございまして、「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」が、私の聞くところでは、いまのところでは、このようないくつかの事業を考へられたのだと思います。

○今井委員 次に、この法案の中で言います特定水産動物育成事業についてお伺いしたいと思いますが、私の聞くところでは、いまのところでは、このようないくつかの事業を考へられたのだと思います。

○内村(良)政府委員 次に、この法案の中で言います特定水産動物育成事業についてお伺いしたいと思いますが、これは一体どういうふうに考えられるようですが、そのほかにどんなものを将来考へているのか。それからもう一つ、これは

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、沿岸漁業の振興につきまして、これまでいわゆる栽培漁業といふことを振興してきたわけでございまして、「特定水産動物」と断つてあります。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、沿岸漁業の振興につきまして、これまでいわゆる栽培漁業といふことを振興してきたわけでございまして、「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」が、私の聞くところでは、いまのところでは、このようないくつかの事業を考へられたのだと思います。

○内村(良)政府委員 そこで、植物をなぜ取り入れなかつたかといふことと申しますと、

規則、入漁権行使の制定または変更という形で大体保護ができるのではないかということで水産植物は除いているわけでございます。

○今井委員 次に、栽培漁業の振興の施設の問題についてお伺いしたいのですが、まず、最初に、昭和三十八年に瀬戸内海のセンターができて運営されており、また、四十八年には日本海岸、四十九年度では太平洋岸というふうに種苗のセンターをふやそうとしておられる。ところが、私がここで聞きたいのは、この法案では、その第十六条に、「栽培漁業の振興」として、「国及び都道府県は、沿岸漁場整備開発事業及び特定水産動植物育成事業の実施を水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならない。」という、言ってみれば精神規定といいましょうか、訓示規定のようないなもののが一行あるだけですね。だから、国は、こういうふうな栽培漁業の振興をかるために、その施設を今後どのように一体つくっていくのか、たくさんできるその施設に対しても、有機的な連係をどういうふうに考えるのか、また、その運用面を一体どのように国が助成していくのか、施設をつくって、あとはかってにしろといいうのか、施設をつくるのと同様に、運用につきましても、国が助成をしていくつもりなのか、そういうふうなことについての見解をお聞きしたい。

○内村(良)政府委員 栽培漁業振興の一環といつしまして、種苗生産施設の整備につきましては、先生御案内のように、これまでも、沿岸漁業構造改善対策事業によりまして、増養殖用種苗の安定供給をはかることを目的として整備を進めてきました。それで、種苗生産施設の整備につきましては、これまで、沿岸重要魚介類を対象としたままです。資源管理漁業システムを目途といたしまして栽培漁業につきましては、御承知のとおりでございます。また、内閣府において、関連技術開発並びにクルマエビ等の種苗の大量生産と放流を行なつてきたわけでございます。これら事業を通じて得られました知見と技術の発展を

もとにいたしまして、海域特性に応じた栽培漁業の全国的展開をはかるために、御案内のように、四十六年からは栽培漁業に関する基礎調査を行ない、四十八年度五カ所、四十九年度七カ所の県営栽培漁業センターの建設に対し国は強力な助成を行なつておるところでございます。

このような栽培漁業の全国化に伴いまして、国の瀬戸内海栽培漁業センターにおいては、從来どおり栽培漁業技術開発の中核的機関としての役割りがさらにも要請されますので、これの一そとの拡充整備をはかり、同時に、瀬戸内海における魚類資源の涵養を目的とする種苗の量産、放流事業を進めるとともに、全国の県営の栽培漁業センターにつきましては、その整備状況を勘案しつつ、魚類を中心とする資源の事業的規模における種苗生産と資源管理に必要な技術開発等に対し、助成を検討することいたしております。したがいまして、あくまで有機的な関連をある程度持たせながらこの事業の展開をはかつていきたいというふうに考えております。

○今井委員 時間の都合もあるようありますから、先へ進みますが、次は、金融の問題について質疑をいたしたいと思います。

漁業近代化資金制度というのは昭和四十四年に発足しております。その後融資ワクの経過を見てまいりますと、当初四十四年には百億であったものが、四十八年には五百五十億というふうに、非常に融資ワクそのものもあえておりまして、また、借り出しの金額もほとんど融資ワク一ぱいになつております。ということは、やはり、漁業者が長期間低利の資金を受けるということをいかに熱望しているかということのあらわれであらうかと思います。ところが、最近の漁業者の資金需要の中身をよく見てまいりますと、経営規模がだんだん大きくなつてきます。また、資材の値上がりに伴います漁船の建造単価の値上がりといふうことなどで、借ります金も大口化します。また、多様化をしてまいります。こういうことで、今の資金需要に対しても適応できるようだ、どうしてもそ

の内容を改めていかなければならぬというふうに改訂を講じたということでございます。

○今井委員 お説のとおり、今回の法案の改正でござるが、この中身で、そういう漁業者の熱望はどう思っているのか、そこあたりから聞きたいたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 御指摘のとおりの趣旨に従いまして、今回の漁業近代化資金助成法の改正案というものを提出したわけであります。

簡単に申し上げますと、今回の改正法の中身は、一つは資金種類の拡大ということをございますが、いままで対象になつておらなかつたわけですが、こういうようなものを今度は対象に入れると、通常一年以上である水産動植物の種苗の購入あるいは育成に必要な資金等を近代化資金の対象とする。具体的にはブリ、ハマチ、ウナギ、タイといふふうなものが考えられるということであります。

第二番目は、貸し付け対象者の範囲の拡大といふことでありまして、これは最近における漁業者等の経営規模がだんだん大きくなつてている傾向にかんがみまして、漁業を営む法人にあつては、その使用する漁船の合計総トン数が三千トン以下というふうなことで、いままで千トンというのを三千トンといふように大きくしたということであります。また、水産加工業を営む法人にあつては、常時使用する従業者の数を百人以下といふように、これもまた大幅にしたわけであります。いままでの四十人以下というのを百人以下ということまで、これを拡大しました。

それから、三番目は、貸し付け限度額の引き上げということでございます。これは現行法では、漁業協同組合あるいは同連合会、水産加工業協同組合、また同連合会といふものについて一億円以内となつておったものを三億円以内というように三倍に引き上げて、貸し付け限度額を実情に合うようになつたということござります。

第四番目の柱は、都道府県の漁業信用基金協会

への出資で近代化資金にかかる分に対する助成措置を講じたということでございます。

○今井委員 お説のとおり、今回の法案の改正では、漁民の要求に対してだいぶこたえておられることは私も認めます。

そこで、問題になるのは基準金利の問題です。

いまして、今回の漁業近代化資金助成法の改正案というものを提出したわけであります。

ます場合におきまます基準となる金利が基準金利であります。ここで、問題は、最近におきまます金

融情勢の変化に伴いまして、公定歩合が再三にわたり引き上げられ、預金金利もこれに伴つて高

水準になつております。この一月には一年定期も融情勢の変化に伴いまして、公定歩合が再三にわたり引き上げられ、預金金利もこれに伴つて高

つてきたという金融情勢にかんがみまして、二月一日に一律にまた末端金利その他を〇・五%引き上げたわけでございます。そこで、それでは、原資が中金なり信漁連から提供されておるわけございますが、原資の金利がどうなつておるかと申しますと、中金からの場合は八%，それから信漁連からのものは八・五%になつております。したがいまして、そこで基準金利が九%でございますから、そのような利ざやではたして経営ができるかどうかというような問題はございますので、今後、推移いかんによつては検討を加えなければならぬ問題とは思いますが、現在のところ、基準金利九%というのは、こういつた制度金融におきましては最高の金利でございますので、当面改定することは考えておりません。

それから、さらに、利子補給は国と県でやつておるわけでございますが、これをふやしたらどうかという御質問だと思ひますけれども、その点につきましても、現在のところあやすことは考えておりません。

○今井委員 ただいまの政府の利子補給の問題、それから府県のいまの利子の補助率のアップ、これは長官の答弁でわからぬでもありませんが、金利負担を幾らかでも安くするということは、零細なる漁業者にとつてたいへんな福音でありますから、今後とも努力を願いたいと思います。せつかくこういう制度をつくりました、それがうまく運用されるかされないかは、そういつた金利負担の多寡によるものが非常に多いわけありますから、今後とも努力を願いたいと思います。

次に、近代化資金と保証制度の問題なんですが、農業では、近代化資金制度及び保証制度につきまして、両方とも昭和三十六年に発足しております。その発足当時から農業信用基金協会に対しまして、両方とも昭和三十六年に発足しております。その発足当時から農業信用基金協会に対しまして、昭和二十七年に発足して、ややおくれまして十四年に近代化資金制度ができておりますが、漁業におきましては、中小漁業融資保証制度は昭和二十七年に発足して、ややおくれまして十四年に近代化資金制度ができておりますが、今

回初めて農業と同じような措置をしようとしておるわけですね。一体どうしてそんなに漁業と農業とに差があつたのか、そらあたりの実態からまさしくあります。初年度は半年であるといふこともござります。一方、漁業と農業と違います点は、漁業の場合には昭和二十七年から中小漁業融資保証制度がございまして、その当時すでに十五年の歳月が経過しており、出資額も七十億に達しておるわけでござります。そういう特別会計による融資保証制度がございますので、近代化資金の発足にあたりましては、保険料率の引き下げ等の措置を講じて対応してきたわけでござります。しかしながら、御案内のように、近代化資金は年々伸びてまいりまして、四十九年度では融資ワク七百億を予定しておるわけでござります。そこで、ここまで漁業の近代化資金が育つてしまつりますと、ことを考えた場合に、融資保証保証制度につきましては、農業と同じような改善措置が必要ではないかとういうことになりましたので、今般改善措置をとつた次第でござります。

○今井委員 おっしゃるようだ、だんだんと貸し付け額もふえてきて問題が多くなつたので今回そういうふうにしたのだということでありますから、確かにそのとおりであります。だからこそ、最近の漁業をめぐります非常な激しい情勢の変化に対応して信用の補完制度を改善しようというこ

とから、例の中小漁業融資保証制度問題検討会というものが昭和四十六年に設けられて、四十

八年の三月に報告書が出てますね。この報告書は読みましたが、今回の中小漁業融資保証法の改訂

正の中で、その報告書の内容が一体どのように取り込まれて、どのように反映されているのか、それについての政府の考え方を聞きたい。

○内村(良)政府委員 検討会におきまして検討され、改善の必要があると報告されました会員資格の範囲の拡大、保証対象資金の拡大、漁業近代化資金制度との連係、基金協会に対する低利融資及び道府県の基金協会への出資に対する国庫補助等による県の基金協会の保証能力の拡大及び経営基盤の強化、国の特別会計で行なつておる保証保証の改善、基金協会に対する低利融資及び融資保証の業務を行なう法人の設立等の事項については、そのほとんどが今回の制度改正に盛り込まれておるわけでございます。したがいまして、結論的に申しますと、中小漁業融資保証保証制度問題検討会で検討された事項のほとんどすべては改正案に盛り込まれております。

○今井委員 ただ一つ盛り込まれていないものがあるのではないか。たとえば検討会の報告事項のうちで不振協会の問題があつたと思うのです。不振協会に対する助成措置、これについては一体これからどういうふうに対処しようとしておられるのですか。

○内村(良)政府委員 確かに報告書の中で不振協会に対する助成措置がうたわれているわけでございますが、まず、第一に、不振協会という定義の問題でございます。どのような協会が不振協会か問題があるわけでございますが、常識的に考えまして、代位弁済が多額となり、その資金に充当するために出資金の一部を取りくずしているような協会も若干ございます。そういうところが大体不振協会になるのではないかと思ひますが、これらの方に對しましては、まず、事故防止対策等の指導を行なうと同時に、新しく法律が通りましたならば、創設を予定しております中央漁業信用基金からの低利融資の貸し付けの場合に特別の配慮を行なう。すなわち、資金的手当てをいたしまして、いわゆる出資金の一部が代位弁済等に充てられて資金不足になつておるような協会に對しては、そういうのが昭和四十六年に設けられて、四十

八年の三月に報告書が出てますね。この報告書は読みましたが、今回の中小漁業融資保証法の改訂

は、そういう形で援助していくといふうに考えておられます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○今井委員 この不振協会の問題については、確

かに、いまの答弁のとおりいろいろな問題があることは承知いたしておりますが、これを放置することはできない大問題であることはこの報告書に

もちゃんと書いてありますし、今後政府でなお検討を進められて、その措置が一日も早くとられるようになります。

○内村(良)政府委員 これは、これから農業の同じよう

な制度との比較をしてみますと、農業の場合に

は、都道府県の基金協会の保証を保険する業務

と、この基金協会の保証能力の拡大のための低利

融資をする業務と、農林中金の貸し付けについて

保険をする業務というものが中央の農業信用保険

の場合は、国の特別会計と、今回新設が予定さ

れております中央漁業信用基金とにこれが分離さ

れで二つになつておりますが、一体、今回できま

す中央漁業信用基金でなぜこれを一括してできないのか、農業でやつていることが漁業でできないのか、

協会で一元的にされております。ところが、漁業

の場合は、農業の貸し付けに対する保証債務を保険する業務を行なつております。どうし

たいま御指摘のとおりになつております。どうし

て農業と一緒にできないのだというお話しでござ

りますが、現在、国の特別会計は、漁業信用基金

協会の保証債務を保険する業務を行なつております。これは国が全面的に保証責任を負うことが制

度として担保されておる。結局、特別会計ですか

ら、国が全面的に保証責任を負いますというこ

とになつておる。これを中央漁業信用基金に委譲す

るという場合には、国が全部責任を持つというメ

リットがなくなつてしまふという点が一つ。さら

に、現在の漁獲の大幅な変動、公害の発生等の不

安定な漁業情勢のもとでは、信用の補完の強化が

必要ではないかということあります。だから、

国の特別会計の業務を中央漁業信用基金に委譲するには、資金の面で相当大幅なところを入れをしなければならぬ。國のほうは特別会計でやっているから、相当大幅な資金面でのバックアップをしなければならぬ。それは、保証保険の制度の弱体化を防止するというふうが必要だと思います。だから、いま直ちに國の特別会計の業務を中央漁業信用基金に委譲するということはあまりメリットがないのじゃないか。非常にむずかしいのじやないか。このことは、水産業及び金融の学識経験者で構成をしておる中小漁業融資保証保険制度問題検討会といふのがあります。この検討会が四十八年の三月に出した報告書にも同じようなことを実は言つておるわけであります。なお、これと関連いたしまして、四十九年度において、特別会計の問題も含めて、中小漁業融資保証保険制度全体について総合的な検討を行なうためいろいろなことをもう少し調べてみようということで予算を計上しておるということで、永らくこのままだといふわけではありませんが、当面このほうがいいじゃないかというふうに考えておるわけであります。

○今井委員 そういたしますと、いまの中央漁業

信用基金が今回漁業信用基金協会に低利の資金を貸し付けておりますね。そういう業務がなされる

ことによって漁業信用基金協会は一体どんなよ

うなメリットを期待しておられるのか。これはたぶん保証の能力の拡大であるとか、保証に対する積

極性だとかをねらっておられると思いますが、具

体的に政府の考えておられる効果と申しましよう

か、それを説明してもらいたいと思います。

○内村(良)政府委員 基金協会の債務保証額は出

資金の大体十七、八倍でございますが、そういう

方法で各協会ごとにきまっておるわけでございま

す。したがいまして、代位弁済をせざるを得ない

ことになりますて、代位弁済をいたしますと、先

ほどもお話し申し上げましたけれども、出資金が

減少するという場合があるわけでございます。そ  
うなりますと元金が減りますから、直ちに保証能  
力を減退となりますて、それを補うためには追加  
出資が必要になつてくる。追加出資になります。  
と、漁業者とかその他の漁業の法人から出資しな  
ければならぬ。地方公共団体がございますけれ  
ども、必要ななつてくる。さらに、協会の収入  
も、この出資金の運用収益に依存する面が大きい  
ものでございますから、協会としては業務費が困  
るという面があるために代位弁済をおそれまし  
て、十分なる保証業務をなかなか積極的にやらぬ  
といふような面がございます。したがいまして、  
協会の代位弁済にあたりまして、必要な資金を低  
利で貸し付けるということになりますと、業務自  
身が円滑に行なわれますし、出資金の減少による  
協会の保証能力の減退を防ぐことができますと同  
時に、一方、業務面の経費に対する配分がある程  
度なくなりますから、協会も保証業務に積極的に  
なるというような面があるわけでございます。さ  
らに、また、代位弁済に要する資金の貸し付けと  
は別に、近代化資金等の保証付き融資の額の増大  
をはかるために、基金協会が中央基金から借り入  
れた資金を金融機関に預託するための資金を低利  
で協会に貸し付けてますと、これによりまして保証  
付き融資額の増大がはかられるばかりでなく、借  
り入れが低利になるということがございます。そ  
こで、預金金利差が協会の収入として協会の經營  
の基礎の強化になる面もござりますし、場合によ  
りは保証料率の引き下げというようなことにも  
使われるというようなことで、信用能力自体が拡  
大するという効果が非常に大きいわけでございま  
す。

○今井委員 そうすると、具体的に伺いますが、

二・五%程度の低い金利にしたいと思っておりま  
す。

○今井委員 それでは、次に、漁業災害補償制度

の問題に移りたいと思います。

漁業経営上、自然災害がありますと漁民はたい

へんいためられます。そこで、そのため自衛の

策として漁業の災害共済という制度をいたわ  
けます。そういう状況を見てまいります。

と、その共済保険制度の内容を十分理解し、これ

に積極的に加入するということが、全部が全部そ  
うかというと、必ずしもそうではないのであります。

ただこうということから、漁業共済に義務加入制

度では一號漁業及び二十トン未満の漁船漁業及び

定置漁業であるといふうに聞いておりますが、

こういうふうに義務加入制を導入するのは非常に

けつこうなことだと私は思います。しかしながら

、その反面、漁業者の掛け金の負担も相当程度

あります。また、義務加入制は漁業共済についてで

あります。ただいまして、日下のところ養殖共済に

措置もついているわけでございます。それから、

養殖共済につきましては、現在三つの漁業共済の

中で養殖共済の加入率は比較的高いわけでござ  
います。

○今井委員 そこで、再度御質問したいのは、今

回の義務加入制が二十トン未満の漁船漁業など

ことですね。これはたぶんそれより大きいと一  
緒に義務加入することがなかなかむずかしいとい

うふうなことではなかろうかと思いますが、二十

トンという数字は一体どこから出てきた数字なの

か、それをもつと上げて百トンくらいまでにした  
らどうだろかというふうに言う向きもあるよう

であります。が、もっと上げるつもりはないのか、

その二点についてはどうですか。

○内村(良)政府委員 漁船漁業について、義務加

ますところは、融資ワクは約十一億で、金利は二・五%程度の低い金利にしたいと思っておりま  
す。したがって、義務加入制度を導入すること  
になりますと、義務加入者につきましては、従来  
よりも国庫負担を厚くする必要があることは先生  
の御指摘をまつまでもございません。

そこで、私どもいたしましても、銳意努力い  
たしました結果、義務加入者につきましては、現  
行の全数加入の場合の国庫補助率よりもより高い  
補助をするということにいたしましたがございま  
す。もちろん、これで十分であるかどうかといふ  
点につきましては議論のあるところでございます。

す。そういうことでは、いろいろ研究をされ、  
その結果としてなるべくたくさんの方に入つてい  
ただこうということから、漁業共済に義務加入制  
といふものを導入することにしておるわけであり  
ます。今回は、私の承知するところでは、漁業共  
済では一號漁業及び二十トン未満の漁船漁業及び  
定置漁業であるといふうに聞いておりますが、  
こういうふうに義務加入制を導入するのは非常に  
けつこうなことだと私は思います。しかしながら  
、その反面、漁業者の掛け金の負担も相当程度  
あります。また、義務加入制は漁業共済についてで  
あります。ただいまして、日下のところ養殖共済に  
措置もついているわけでございます。それから、  
養殖共済につきましては、現在三つの漁業共済の  
中で養殖共済の加入率は比較的高いわけでござ  
います。

○今井委員 そこで、再度御質問したいのは、今

回の義務加入制が二十トン未満の漁船漁業など

ことですね。これはたぶんそれより大きいと一  
緒に義務加入することがなかなかむずかしいとい

うふうなことではなかろうかと思いますが、二十

トンという数字は一体どこから出てきた数字なの

か、それをもつと上げて百トンくらいまでにした  
らどうだろかというふうに言う向きもあるよう

であります。が、もっと上げるつもりはないのか、

その二点についてはどうですか。

○内村(良)政府委員 漁船漁業について、義務加

に考へておるわけでござります。そこで、二十トン未満といたしましたのは、漁村社会における地縁的な共同体としての漁業協同組合の共販利用者はおおむね二十トン未満であるというところで、二十トン未満をとつておるわけでござります。

なお、二十トン以上の漁船漁業につきましては、当面は義務加入の対象としておりません。したがいまして、他の類似制度である漁船保険においては百トンまでを義務加入としておりますので、将来におきましては、これとの均衡をあらわすかと思ひますけれども、現在のわが国の漁業特に沿岸漁業の段階では二十トン未満がいいのではないかというふうに考へておるわけでござります。

○今井委員

その次に、漁獲共済におきます共済限度額のことであつとお伺いしたいと思います。

この共済限度額は、共済事故を判定するための基準であります。支払い共済金の額をきめる際の基礎となるものでありますから、漁業者が共済に入ることに最も関心を示すものであります。したがつて、この共済限度額といふものが漁業の実態に即しておりますと漁業者が納得しないといふことであらうと思ひます。また、損害をこうむつた場合に必要な補償が受けられないといふそれが多分にあるといふことであります。ところが、現在の仕組みをよく勉強してみると、實にわかりません。実際に共済に入っている方であつても、災害のときに自分は一体幾らもらえるのかということがたぶんわからぬだらうと思ひます。そこで、この限度額率、それからてん補率、それからてん補的方式といふものをすつさりとすべきだらうと思います。そこで、今回のものは内容としてはだいぶつきりされているようになりますが、そのものの考え方を具体的に聞いておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおり、共済限度額というものは、共済事故を判定し、支払い

共済金の額を決定する基準となるものでございま

すから、漁業者も非常にこれに关心を持っています。という点は御指摘のとおりでございます。さらには、現行の算定方式が非常にわかりにくいという

ことでもまた御指摘のとおりだと思います。

そこで、それでは現行の算定方式ではどういうとり方をしているかと申しますと、その共済契約にかかる漁業の漁獲金額の過去三年の加重平均値というものをますとるわけでございます。そこで、最近年次から三、一、一ということでウエーツをかけまして、加重平均をいたしまして基準漁獲金額を出すわけでございます。これにその共済契約の契約者の漁業の変動の態様に応じまして、九〇%から七〇%までの範囲できまつております。

この限度額率といふものを乗ずるわけでござります。

この限度額率といふものは大体経費に見合うといふ考え方で設計されておりまして、そういうことでやつておりますけれども、最近における魚価の上昇傾向及び経営費の増大傾向等を共済限度額に反映させるためには、これではちよつと問題があるであります。その共済契約にかかる漁業の漁獲金額の過去三年の単純平均をとりまして、それに漁業種類別に一律に定められ、かつ魚価の上昇等に見合う金額修正係数を乗じたものを基準金額とする。従来と違つてそのところは非常に簡素化いたしまして、加重平均ではなく単純平均をとる、しかし、値段が上がっておりますので、魚価の上昇等に見合う金額修正率をかけるということとで簡素化をしているわけでございます。これに從

きたいと思います。

今回は、この共済制度の改正にあたりまして、赤潮によります被害の救済措置として、この中に赤潮特約を創設されております。これはたいへんな前進であると思ひます。たゞへんかつこうなこ

とであります。赤潮特約は成立させたいといふうに思ひますが、問題は、この赤潮の被害を受けた場合の地方公共団体、特に県、市町村の負担の割合は一体どうするのか。それから、市町村によつては、被害額が相当大きいと負担にたえられる場合も出てくるのじやなかろうか。そういう場

合には一体メイファーズなのかどうなのか、あるいは指定水域は一体どういうふうに考へておられるのか、そこらあたりをまず聞いておきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 まず、赤潮特約にかかる掛け金の地方公共団体の助成の問題でござります。内村(良)政府委員が、これは県と市町村との間で分担して見ること

で、県と市町村との間の調整にゆだねるべき問題ではないかと思つております。

それから、そこで、内村(良)政府委員が赤潮特約の助成には十分負担しなければならないが、その二の負担の特典を受けられないといふことは問題がござりますので、たゞいま申し上げましたようにしたい、しかし、なるべくそういう努力をいたすつもりでございますし、現に努力してきたわけございますが、諸般の事情からどうぞこの二の負担の特典を受けられないといふことにすれば、内村(良)政府委員は問題がござりますので、たゞいま申し上げましたように努力したい、このように思つております。

次に、指定水域につきましては、赤潮が多発している水域及び海の富栄養化が進んでおりまして、今後赤潮発生の可能性が大きい地域を指定す

ることを考えておりまして、現在、各都道府県について、どこがそういった地域であるかというところを照会し、調査中でございます。

○今井委員 先ほどの長官の答弁の中でちよつと

私が納得できないのは、地方公共団体が負担できない場合には、国の助成だけはあるけれども、あとは漁業者の負担だ。ところが、この制度をつくりましたゆえんのものは、被害の大きさから見ましても、漁業者の相互共済の範囲を越えるものだという認定じやないのですか。だからこそ国及び地方公共団体がめんどうを見ようという精神なんですか。これはやはりできなければしょうがないといふことでは、この制度をつくったゆえんがない。もう一度答弁してください。これはおかしいですよ。地方公共団体ができなければ、何とかして国が財政援助をするなり何かして、この共済制度はきちっと守らせてることにしなければ、せつかくつくった意味がないと思いますが、どうですか。

○内村(良)政府委員 私どもも、先生からただいま御指摘がございましたように考えるべきであるということで、関係方面ともいろいろ話をしたわけでございますが、諸般の事情から援助を期待するというような形になつたわけであります。しかし、今日まで関係の都道府県から聞いておりますところでは、大体出してくれそうな状況になつておりますので、実施の面につきましては、漁業者にそう迷惑をかけることはないのではないかと思つておりますけれども、制度上は、ただいま申し上げたようなことになるわけでございます。

○今井委員 大体気持ちとしてはわかりますが、政務次官からもう一度同じことを聞いておきたいと思います。政府の見解ですね。

○渡辺(美)政府委員 ただいま長官から答弁したとおりでございます。

○仮谷委員長 午後一時三十分より再開すること暫休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

質疑を続行いたします。今井勇君

質疑を続行いたしますが、先ほどの質疑応答の中で、公共団体が負担をできない場合はどうなるのかということをございますが、長官は答弁されましたが、このように理解をしておきたいと思います。

○今井委員 赤潮特約のことで再度御質問をいたしました。三分の一を県及び市町村がするわけであります。が、町村等の財政負担の都合によりましてできない場合であっても、漁業者そのものには負担をさせないような措置がとれるのだということに理解をしていいのかどうか、それだけちょっと念を押しておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、制度としては、地方公共団体が負担できない場合には漁業者自身が三分の一を負担するような場合には漁業者自身が三分の一を負担するような場合にござりますが、先生も御案内のように、ノリ養殖業は近年冷凍網の普及及び浮き流し式養殖方法の開発によりまして、その養殖の実態が旧来とは非常に変わってきております。そこで、現行の養殖共済は、養殖期間中の一定期間ごとにノリの収穫が全くない場合を共済事故とする、いわゆる物的保険をとつておられます。したがつて、これが漁業者の不作、豊作の感覚と遊離すること及びノリの品質低下に伴う価格下落により生産金額が著しく低下しても元本補の対象にならないということで、漁業者の不満が出てまいつたわけでございます。

そこで、今回、過去一定年間の生産金額を基礎として補償水準を定め、契約年の生産金額が補償水準に達しない場合であり、かつ、契約年の生産量が過去一定年間の生産費を基準として定める基準生産量に達しない場合に共済金を交付する、いわゆる特定養殖共済を試験的に当分の間実施することいたしております。

なお、特定養殖共済の実施にあたりましては、現行養殖共済と同様に日本共済組合連合会が再共済を、政府がまた保険を行なうことにいたしておらずして、共済掛け金に対する国庫補助も五五%の国庫補助を行なうことにしております。

また、試験実施の対象地域、それから事業規模をどのように一体想定をされておるのか、伺いたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま御質問がございましたノリ養殖共済の御質問に答える前に、午前中御答弁申し上げました数字に間違いがございましたので、委員長のお許しを得て訂正したいと思います。

午前中の御質問で、中央基金から基金協会に提供できる資金ワクはどれだけを予定しているかとしましてけれども、あの十一億円の中には、中央基金に対する出資金の二億円が含まれておりますので、低利資金として使用し得る金は九億円であります。そのように訂正させていただきます。

次に、ノリの養殖共済の点でござりますが、先生も御案内のように、ノリ養殖業は近年冷凍網の普及及び浮き流し式養殖方法の開発によりまして、その養殖の実態が旧来とは非常に変わってきています。そこで、現行の養殖共済は、養殖期間中の一定期間ごとにノリの収穫が全くない場合を共済事故とする、いわゆる物的保険をとつておられます。したがつて、これが漁業者の不作、豊作の感覚と遊離すること及びノリの品質低下に伴う価格下落により生産金額が著しく低下しても元本補の対象にならないということで、漁業者の不満が出てまいつたわけでございます。

○内村(良)政府委員 漁業災害補償制度の性格から見まして、その補償が漁業者にとって合理的な水準でなければならないということは申すまでもないことでございます。したがいまして、単価につきましても極力現実に合わせるようにしなければならないと思いますが、一べん契約ができたものをあとで修正するということは、これは性質上できません。したがいまして、今後におきましては極力合理的な水準に近づけるように努力を払いおきたいと思います。

○内村(良)政府委員 次に、共済の中の国助成の問題の中で、補助限度率のことについてちょっとお伺いしたいのです。

現在、現行制度の補助体系には、補助限度率、すなわち補助の対象となる最高契約の割合をきめておられますね。今度それが少し直つておりますけれども、基本的に、この補助限度率のようないう場合にはそのことの部分は補助対象とならないことがあります。こういうものがあるのですから、漁民は、共済に加入する際に、補助限度率をこえる契約の場合はむしろ撤廃すべきだろうと私は思うのです。これが少しありますね。今度それが少し直つておりますけれども、基本的に、この補助限度率のようないう場合にはそのことの部分は補助対象とならないことがあります。こういうものがあるのですから、漁民は、共済に加入する際に、補助限度率をこえる契約の場合はむしろ撤廃すべきだろうと私は思うのです。これは、撤廃についてはなかなかかいりいろな内容は一体どういうようなものであるのか、

問題について今後一体どういうふうに対処していくとするのか、その決意のほどを聞かたい。

○内村(良)政府委員 漁業共済におきます共済掛金に対する国の補助の対象の制限といいましたことは、先生からただいま御指摘ございましたように、漁業の規模や契約方式等による制限のはうが、契約割合による制限がございまして、その上限値を国庫負担限度率としているわけでござります。これを撤廃してくれという声はかねがね関係者からもございますが、私ども承知しておりますわけでございまして、種々努力しているわけでございますが、今回は、採貝・採石業二十トン未満漁船業及び小型の定置漁業については、従来の限度率六%を六五%に引き上げる改正をやったわけでございます。これを全部取つ払つてしまえというのが要望でござりますし、私どもいたしましても、将来においてはその方向で努力しなければならぬと考えております。ただ、類似の制度が漁船保険及び農業共済の家畜共済にあるわけでございます。そういうもののバランスと申しますが、はつきり申しまして、財政当局に持ち出されるとそういうもののバランス論を言われますので、そういうことも十分勘案しながら努力したい、こういうふうに思つております。

○今井委員 ただいま他とのバランス論を言わされました、家畜共済のようなもの——ようなもの

と言つては語弊がありますが、魚とだいぶ趣旨が違うと思うのですね。特に、一号、二号、三号とそれあります、魚は追いかけてとるわけですね。陸上のものと海上のものと当然違うので、他のものがこうだからこれもよろしいというふうにはならない。直ちにこの撤廃ができるというふうにはいま私は思つているわけでもないけれども、少なくも撤廃をする方向でこの際検討するのだ、そう遠い将来でない機会にそのような方向に持っていくのだという決意のほどだけは長官の口から聞いておきたいと思いますが、どうですか。

○内村(良)政府委員 水産庁としてはかねがねそういう意向を内部に持つておるわけでございま

すので、それを実現できるよう将来におきまして努力したいと思つております。

○今井委員 次には、養殖共済の中の小損害不てん補割合の問題についてちょっと質疑をいたしましたが、今度の改正ではだいぶ合理化されでございます。確かに、ハマチ以外のものについては在来は加入区全体の損害が五%で、しかも、加入者も契約者別にも五%以上でなければいけないと思ひます。そこで、漁業共済基金の当初も、加入者も契約者別にも五%以上でなければいけないということが、今度はそうになつておりますね。ハマチ等については、少なくとも改正をかねというが、今度はそうになつております。ハマチ等については、少くとも改正をするのはいい。また、ハマチは現行では二割未満のものはいけないということになつておりますね。今度は、ハマチ等については、少くとも改正をかねというが、今度はそうになつております。

ですが、一休どのくらいに現行二〇%というのを置いておられるのか。それから、また、ハマチ以外についてはどうのようそれを考へておられるのか。私はむしろこれも撤廃論なんですね。こういうものはやはりある割合をきめて、それ以下ならダメだというのではなくて——養殖漁業者といふのはいずれも零細なんですね。小さい損害だから困らない、大きければ困るという度合いは確かにあらうと思うけれども、少なくとも天然災害によつて起きたものではなくて、こういう制限といふものばかりです。そうすると、これはもうべきがほんとうだと思つてはどうですか。

○内村(良)政府委員 漁業共済基金の出資の内訳でござりますが、政府が三億五千万円、県が一億七千五百万円、組合が千七百万円、連合会が二億五千万円ということになつております。

○今井委員 そうなりますと、当初の五億のときには国が半分持つていただけます。そうすると、いまは七億九千万に対し三億五千万というのですから、割合は半分以下になつています。ここで私が言いたいことは、基金の強化の問題で、国も少なくとも当初出した割合を下回るようないまのないようにしてもらいたいと思ひますが、これはいまの数字で見る限りは半分以下ですが、そう理解していいですか。

○内村(良)政府委員 出資の割合は、ただいま申し上げましたように、數字的には半分ちょっと下がつておるわけでございますが、今回の改正で全体で五%未満ははずすということにするわけござります。さらに、ハマチにつきまして、二〇%未満の点は二〇%と一〇%の間で定めたいと

いうふうに考えております。

○今井委員 いまの割合等については、もっとこまかいことを言へば、養殖の規模によつてたぶん違うと私は思うのです。一万匹飼つてゐる者と五

万匹あるいは十万匹飼つてゐる場合とではそれで違つておきたいのですね。そういう面も含めて、そ

の割合は十分研究して、漁民に納得がいくよう

な、むしろ漁民に喜ばれるような制度に実はしてほしいということを希望しておきます。

それから、最後に、このような共済制度というものがあくまで動くか動かないかというの、一にかかる漁業共済基金の強化が最も必要なものであるうと思います。そこで、漁業共済基金の当初の出資と申しますか、基金は全体で五億であつたよう記憶しておりますが、その中で国が半分、それからあと半分を民間と都道府県と分けます。これが四十八年度末で七億九千万になつておつたように私は理解をしております。現在はこれが四十八年度末で七億九千万になつておつたよう記憶しておりますが、この中の国とその他の割合がわかるようですが、この中の國とその他の割合がわかれます。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話をございましたように、これまで加入区全体で五%未満、個人で五%未満のものは不てん補といふやり方であったわけでございますが、今度は五%未満ははずすということにするわけであります。

○内村(良)政府委員 な、これにつきましては、今後、漁業共済事業の拡充と関連いたしまして、共済基金もこれを拡充していかなければならぬわけでございます。

○今井委員 いまの政府の決意でけつこうです。これがいつましても、五年度以降におきまして大いに努力したいといふふうに考えております。

○内村(良)政府委員 いまの政府の決意でけつこうです。この漁業共済基金を強化しまして、漁民が安心してこの共済制度を利用できるようぜひ格段の御努力をしていただきたいと思います。

以上、漁業三法について、短時間ではございま

したが、そのおもなるものについて質疑をいたしましたが、これらのは、冒頭に申し上げたように三つの柱であります。零細な漁民の今後の生活を安定させ、漁業を振興させるためになくてはならないものの三つが出来たことになるわけになります。このような法がうまく運営できるかどうかは、漁業共済基金の強化が最も必要なものであります。そこで、漁業共済基金の当初の出資と申しますか、基金は全体で五億であります。金を借りるといいまして、金が借りられるそつだといううわさは知つておるが、しかし、実際にこういうふうに手続をすればいいんだといふことが漁民までなかなか徹底をしません。これはやはり政府としては、そのような徹底を、周知をさせる努力をぜひしていただきたいと思います。そこでなければ、せつかくの法律が生きて動かないというふうに思ひます。たとえば先ほどの養殖漁業の単価の問題等が一つであります。これはその時勢、時勢に合うように、そういうものの数字なり割合なりを的確に把握して、改正すべきものは改正をするという努力を望みたいと思ひます。

もう一つは、こういう制度をつくりまして、一般漁民まで徹底するにはなかなか時間がかかります。金を借りるといいまして、金が借りられるそつだといふうわさは知つておるが、しかし、実際にこういうふうに手続をすればいいんだといふことが漁民までなかなか徹底をしません。これはやはり政府としては、そのような徹底を、周知をさせる努力をぜひしていただきたいと思います。そこでなければ、せつかくの法律が生きて動かないというふうに思ひます。

○竹内(益)委員 漁業関係の三法案に對して、基本的な点で質問いたします。

○今井委員 まず、最初に質問をしたいのは、最近の日本の立場に立つて、四十五年を基準として五十七年を目指とした政府の目標の中に漁業の問題がありま

す。これをいろいろ検討していく中で、二千四百七十五カロリーの中では、同時に、総たん白質七十

セ・グラムというものを目標とし、その中で動物性が三十一・九グラム、そのうち魚介類が十

七・五グラムという形になつております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

これは資料によると、本文のほうではなくて付表のほうについているが、これは海でそれるものであるからそういう形にしてあるのかどうか。本論の中にそういうものがなくて、それを付表に出している理由はどういうことか。まず、その辺から質問します。

○森実説明員 いま御指摘がございました数字でございますが、農産物の「生産目標の試案」といふことでまとめておりまして、水産物自体は農産物と同じような形で作業はしておりません。これは過去の趨勢から大体供給量を出しまして、その供給量に見合つて、一体どの程度国民に魚介類から白質が供給されるであろうかという数字を出しまして、それを最後に付表のところでまとめてみた、かのような形になつております。

○竹内(猛)委員 そこで、五十七年の目標の二千六百五十一千六百七八カロリーの問題と動物質のたん白の問題等々の中では、かなり魚介類に期待をしております。基準年度から見ると、十七・五グラムのものが二十四ないし二十六グラムを期待しております。そのためにはどういうような努力を考えておられるか。要するに、魚に対する努力といふのはどういうふうに考えておられるのか。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、わが国の食料需要は、所得水準の向上に伴います食生活の高度化、多様化の傾向を背景といたしますて、でん粉質食品から動物性たん白質食品へ消費構造が変わっております。このうち水産物については、四十七年には国民の動物性たん白質消費量の五一・三%を水産物によって供給しております。今後とも増大が見込まれる国民の動物性たん白質消費量の過半を水産物によって確保するといふことでのいかなければならないのではないかとうふうに私どもは考えております。

一方、四十七年の国内の水産物の生産高は千二十一万トンに達しておりますが、この部門別割合

を見ますと、沿岸漁業が一五%，沖合漁業が七三%になつております。一〇〇%との差は内水面でございます。今後、漁業生産の部門別の推移について

農業と連いましてなかなか計画が立ちにくいという面がございます。それから、大きな供給源となる面がございます。それから、大きな供給源となつております海洋漁業につきましては、海洋法会議その他国際規制についてかなり流動的な要素がございますので、この際、水産物について、どこから何%，沖合から何%，沿岸漁業から何%、遠洋漁業から何%ということは正確には立てにくく、いわけござりますが、われわれといつてしましては、今後増大する水産物の需要について、極力輸入は避けた国内でまかなうという観点から、沿岸漁業につきましては沿岸漁業の振興をはかる。すなわち、漁場の整備をやつたり、栽培漁業の振興をやつて生産量を増していく。沿岸漁業の生産量も着々毎年上がっておりますが、これをさらに伸ばしていく。同時に養殖、増殖も大いにやらなければならぬわけですが、伸びていて

か、そういうことはわれわれにとってみるとやはりならないわけですが、伸びていてこれから伸びて、沖合、遠洋につきましては、沖合についても資源状況によって——これは浮き合いでございますが、資源管理等を十分にやりながら生産量を伸ばしていく。それから、沖合、遠洋につきましては、沖合については資源状況によって——これは浮き魚とは非常に変わるわけございますが、資源管

理等を十分にやりながら生産量を伸ばしていく。遠洋漁業につきましては、国際規制の問題が一番むずかしい問題でござりますから、これについては関係国と十分話し合いをし、日本の漁場を確保すると同時に、さらには開拓上國等につきましては技術援助、資金援助等もからめながら日本の漁業を維持していくといふことで、沿岸、沖合、遠洋、いずれもそういった形で計画的に伸びていただきたいというふうに考えておるわけでござります。

○竹内(猛)委員 大体その理解をしますけれども、同じ人間のからだに入るものを計画を立てる中で、どうして一体水産物に対しては付録のほうに置いて、本論の中にそれを加えないのか。そうでしょう。同じ人間が食べるものの中で、不安定な位置づけをしなければいけないと思うのに、それが外のほうへ出されていて、そして、かなりの重位置を占めている。私は、水産物も基本的な計画の中に繰り入れて、それが動かないよう努めをするというのが政策の基礎ではないかと思う。これが第一点。

もう一つは、畜産物の問題のときにも申し上げたように、動物性たん白といふものが非常に必要な規制を受ける。そういうことであるから、この規制を受ける。そういうことであるから、この規制の中に畜産物といふものを加えて、一体となつた形でこれを論議するような方向はとられないものかどうか、今後もやはり付録の中にちょこっとカッコをして出しておくのがどうか。そういうことはわれわれにとってみるとやはり賛成できない取り扱いではないか、こういうふうに思うのだけれども、それはどうでしょうか。

○森実説明員 御指摘のよう、確かに、たん白質全体の摂取量をどう把握していくか、それを畜産物なり植物たん白なり、あるいは水産物でどう割り振っていくかということは、わが国の農業政策あるいは漁業政策を進める上のガイドラインという意味でも、それからあるいは国民の消費生活の将来のパターンをある程度示していくという意味においても重要な問題だらうと思っております。ただ、御質問がございました生産目標の問題は、これは農業の立場におきまして作目別に一つの生産目標を立てるという性格なものなので、別にその問題をいたしまして、たん白質全体の自給の問題をどう考えるかということは、御指摘のようにきわめて重要な問題だと考えておりますので、生産目標の問題と一体として扱うかどうかといふ問題は、農政審議会の場所で御議論をしてい

かと思いますが、むしろ全体としてそういうもののプロジェクトなり計画をつくるという形で別途検討させていただけたらと、かように存じております。

○竹内(猛)委員 われわれ人間にとつて必要なものであるから、陳述をしないで、ぜひ統一的にこれまでやつてもらうように、農政審議会のほうにもそういう要望があつたことをぜひ強く伝えておいて、審議の中に加えておいてもらいたい、こういうことを要望します。

そこで、いわゆる五十七年度の目標に関連をして、次の問題は、国連海洋法会議との関係の問題であります。ことしの六月に開かれますので、あります。ことしの六月中で整理ができなければ来年も続いてやられるといふような形になつておりますが、その中で、世間一般に、日本の立場といふものは必ずしも有利な方向ではない、いろいろな制約と規制を受けます。それとも言われております。そうしますが、いろいろな計算のしかたなどもあると思いますけれども、四百万トンほど現状の中からは減るのではないかというようなことが言われております。それは減らなければ一番いいんですけど、この海洋法会議といふものの状況、それから今後の見通し、問題点等について、これは外務省なり担当省からまず説明を願いたいと思います。

○杉原説明員 海洋法会議の問題点、見通し等についてでございますが、海洋法会議は、いま御指摘になりましたように、本会議がことしの六月からベネズエラのカラカスで行なわれます。しながら、これに対する準備は、すでに三年前から、新海底制度といふものの検討を含めますと六年前から準備を始めたのでござります。ところが、六年かかる対する準備は、すでに三年前ができるなかつたということを見てもわかります。ようには、この会議においては、世界の国々が地球表面の七〇%を占めると言われる海洋の利用をめぐつてそれぞれの利害を持つておつて、それが非常に

複雑に錯綜しておるということ、及び特に開発途上国側から、特に資源の問題に關しまして、距岸二百海里にも及ぶ広大な海域の資源を、海底資源も水産資源とともに沿岸国のもものであるというような激しい主張が出ておりまして、從来の海洋自由の原則を最大限享受してまいりました日本その他先進海洋国家とこれとの間の利害の対立がきわめて激しく、そのため、ことしの六月に開かれますカラカス会議においても、二ヵ月半の会期中に条約案の採択にまではとても至らないだろうと言われておるわけでございます。しかしながら、見通しといたしましては、今月の二十五日から来月の五日かけて、発展途上国百八カ国がケニアのナイロビに集まりまして、海洋法全般の問題に関する基本的な原則についての宣言を採択する予定になっておりますが、その中には、領海の幅員、海峡問題、それから資源問題、海洋汚染の問題、科学調査の問題等々、主要な海洋法に関する問題はすべて網羅されておるわけでございまして、そういうものがもしでき、かつ、それを支持する国のが百數カ国と申しますと、現在海洋法会議に参加する国が百五十でございますから、すでに三分の二をこしているという情勢で、大勢は発展途上国側の主張する広い沿岸国の資源管轄権という方向に向かって進む可能性が強いといふことは否定できないと存じます。もちろん、海洋国側といたしましては、これに対処するためには、あまりにも不当な要求に対しても、すべての世界の国々の利益のバランスを妥当にはかるような国際法をつくらなければ、これが安定的な世界の秩序にはならないといった観点から話し合いを進めまして、すべての国に受諾可能な条約ができるよう努力いたすつもりであります。そのため、ことしの会議できませんでしら来年、それでもできなければさらに先に延ばしてもそのような条約づくりに努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 いま話があつたように、必ずしも從來の日本のやつてきたことが肯定をされるよ

うな状態ではないと思うんですね。そういうとき

に、五十七年を目標にされて計画をした魚の漁獲量の状況、いうものはいまのままでいいと思われるのか。それとも、何かそれに対して考慮する余地があるのか。これは企画室のほうからお答えをいただきたい。

○森実説明員 先ほど御説明申し上げましたように、水産資源からくるたん白質の供給というの

は、過去の生産の趨勢を基礎として出したものでございまして、もし事実として水産資源の供給の制約という要素がはつきりしたものになつてくれば、それは全体の付表の取りまとめ等にあたつて改定についても十分考慮しなければならない問題ではないかと、かように存じております。

○竹内(猛)委員 石油の問題に見られるように、あるいは去年の飼料の問題に見られるように、日本

のエネルギー、食料というものは海外に相当依存をしていくという状況にあるが、これに対する手の打ち方が常にあとあとになつていてると思うんですね。そして、問題が起きてから非常に急いでいろいろなことに対して取り組んでいく。たとえば今度の石油問題などは、その典型的な形だろうと思うし、えさにしても、ようやくいまになつてから初めて国内の自給の飼料というようなところに手を出してくるという実情なんですが、これで非常にまずい。

そこで、先ほど水産庁長官から話があつたように、現在の日本の魚の漁獲の状況を見ると、遠洋漁業で大体二九・二%、沖合いで二四・五%、沿岸が二五・五%、養殖一一・三%、内水面が五%、捕鯨が二・八%という比率が四十七年ごとの比率ですが、その場合にどの部面が一番影響を受けるのか。この海洋法会議によつて最も日本にとって好ましくない方法が出たときには、どこの部門が一番影響力を受けるのか、この点はどうですか。

○内村(良)政府委員 遠洋漁業でございます。

○竹内(猛)委員 遠洋漁業となると、大体全収獲量の三割になりますが、そうするとこれはたいへん

んなことになるわけなんで、それに対する対応策として、何か考え方があるのか。

○内村(良)政府委員 確かに、今日発展途上国が言つておるような「百海里經濟水域」というものが、それとも、何かそれに対して考慮する余地はないのか。それは、ベーリング海北部太平洋の二百八十万トンといふのが圧倒的に多いわけでございまして、その次にはオホーツク南部、すなわち樺太四島、千島の海域の八十八万八千トンといふようなもの

が影響を受けるわけでございます。

そこで、まだ海洋法会議の結論がどうなるかわかりませんし、この際数字的なコメント等をする場合は、ながら沿岸国と交渉してわが国の漁業はほとんど全世界に広がっております。すなわち、わが国の漁業は実績を持つてゐるわけではありませんから、その実績を基礎にしながら、沿岸国に漁業の優先権はもちろん認めなければならぬわけですが、排他的管轄権といふのは認められないという立場で、国際法上海洋法会議の場合は対処しなければなりませんし、そのよ

うなことがかりにできたといたしましても、実績を基礎にしながら沿岸国と交渉してわが国の漁場を確保しなければならないと思っております。

ただし、その場合におきまして、相手が開発途上国の場合は、今日すでに始めておりまして、一方的に交渉に入るということになりますと、入漁料の問題その他のいろいろな問題が出てくるわけですが、それでは、その漁場も確保するというふうなやり方でいかない

場合には、そういう協力と遊びつけながらやるべきだと思っております。それから、相手が先進国と申しますが、その場合には、先ほど申しましたように、資金援助、技術援助等を結びつけまして、向こうの漁業の発展もはかると同時にわが国の漁場も確保するというふうなやり方でいかない

かと思ふが、最初に自給の飼料というようなところに手を出していくという実情なんですが、これで非常にまずい。

○内村(良)政府委員 二百海里の影響といふこと

で、外国の距岸二百海里の水域の漁獲高は、四年の数字を基礎にしてみますと、四百七十八万

トンになるわけでございます。その中で一番大きいのは、ベーリング海北部太平洋の二百八十万トントンといふのが圧倒的に多いわけでございまして、

その次にはオホーツク南部、すなわち樺太四島、千島の海域の八十八万八千トンといふようなもの

が影響を受けるわけでございます。

○内村(良)政府委員 もう少しこの点は念を押しますが、そういうふうに、遠洋、沖合、沿岸、養殖、内水面等いろいろありますけれども、その中で遠洋が一番影響を受ける。そういう場合に、魚の量と質の関係で、その影響を受ける部分について説得なりあるいは交渉なりをいろいろしておきます。

そこで、もう少しこの点は念を押しますが、そういうふうに、遠洋、沖合、沿岸、養殖、内水面等いろいろありますけれども、その中で遠洋が一番影響を受ける。そういう場合に、魚の量と質の関係で、その影響を受ける部分について説得なりあるいは交渉なりをいろいろしておきます。

○内村(良)政府委員 量と質の問題でござりますが、先生御案内のように、現在非常に値段が高いものは沿岸でとられているものが多いくわございません。国民の消費形態が変わってまいりましたが、先ほどの御案内のように、現在非常に値段が高いものは沿岸でとられているものが多いくわございません。国民の消費形態が変わつてしまつて、だんだん高級魚のほうに消費が移つていると、いうような状況になつております。一方、北洋でいうと、その魚の量と質の関係はどうなりますか。

○内村(良)政府委員 下くらいの魚があるわけでございます。いざれにいわゆるすり身の原料になるようなものが現在のところ多いわけでございます。もちろん、北洋の中にも、サケのような中級と申しますが、高級の中でもしましても、われわれといたしましては、国民食料の確保という点からいけば、質も量も何と

か確保したいというふうに考えておるわけでござります。

○竹内(猛)委員 そうしますと、海洋法会議にはいろいろの問題はあるけれども、それほど心配はないといふふうに言えますか。

○内村(良)政府委員 まだ会議が始まつておりますので、どういうことになるのか、ここで正確な見通しを述べることは残念ながらできないわけでございます。ただ、私どもは、今般の海洋法会議が日本の漁業に場合によっては非常に重大な影響があるということは考えております。したがいまして、そのようなことがないように、外務省その他関係の各省とも協力して万全の努力を払いたい、こういうふうに思つておるわけでございま

### ○竹内(猛)委員

まだ会議の始まる前ですから、そうはつきりした答えを出すことは困難だと思ひますが、ともかく、農林省としては、国民食料の自給のために、魚の占める位置というものが非常に重大ですから、それを誤らないよう十分に計画の中にも加えてもらいたいし、同時に、交渉についても誤りのないようにやつてほしいというこ

とを要望しております。次いで、日中漁業協定の問題について質問をしますが、四十七年の九月に国交が回復されて以来すでに一年半、航空協定についてはようやく日程にのぼつて交渉が始まつたということで、これはたいへんけつこうなことだと思うのですが、漁業協定については一体どういふうな段取りになつてゐるのか。六月二十四日に民間の漁業協定も大体期限が切れていくことになると思うのですが、政府間協定の見通しはどうなのか、民間協定を一年続けるということになるのか、この辺はどういうことになるのか、これは外務省のほうから承りたい。

○中江説明員 お答えいたします。

日中漁業協定につきましては、先生御指摘のよう、一昨年の九月の日中関係正常化の際の共同声明の第九項にござりますように、日中両国がこ

れから締結していく実務協定の中に航空、海運そ

の他とともに漁業が掲げられておつたわけでござります。その幾つかの実務協定の中でまず航空協定からやろうという了解が両首脳の間にございましたために、実務協定の中では航空協定が最初に手がつけられて今日に及んでいるわけでございませんけれども、その間がありましたとして、海賈協定が

先般署名調印されて、且下国会の御審議をお願いしておきます。漁業協定につきましても、これは從来日中民間の漁業協定で運営され

てまいりまして、その期限が昨年の六月二十二日でございましたので、日中正常化後一昨年の暮れの政府実務者訪中団の場合にも、その機会にも漁業協定についての意見交換をいたしまして、でき

ることなれば昨年の六月二十二日の民間協定が期限の切れる以前に政府間協定を締結しようということで努力をしておりましたけれども、その時間には間に合わなくて、とりあえず民間協定が一年延長されて現在に至つておるわけでございます。政府といたしましては、航空協定もさることながら、その他の協定もそれぞれ意味合いかございまして、これを早期に締結したいという希望で、機

会あるごとに中国側に協定交渉の開始を申し入れておりますけれども、現在までのところ、中国側では、漁業協定の考え方を中国政府部内で検討中であるということで、日中漁業協定交渉の開始の時期が正式に設定されるに至つておわらぬわけでござります。しかし、六月二十二日まではまだ

つちがいいかといふ話なんですが、漁業の操業との場合と、日本の漁業、漁民にとってはどうかがプラスになっていくのか、マイナスになつてくのか、この点はどうでしようか。

○渡辺(美)政府委員 民間協定と政府間協定どちら、けつこうです。

それならば、民間協定がやむを得ないとするならば、政府間協定をやつた場合と民間協定の継続

の場合は、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるのが常であります。

したがいまして、漁業に関する国際協定といふものは、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるが常であります。

したがいまして、漁業に関する国際協定といふものは、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるが常であります。

政府間の協定になると、たとえば中国との場合

は東シナ海、黄海等の資源の管理等の重要な事項に關しまして政府間に検討の場が設けられる、こう

題ですが、なぜ進まないかといふのはどつも側に問題があるのか。中国側に問題があるのか、日本側に問題があるのか、その点はどつも側に問題についておらない。その最もむずかしい根源の問題ですが、なぜ進まないかといふのはどつも側に問題があるのか。中国側に問題があるのか、日本側に問題があるのか、その点については政務次官にもお答えをいたさ

とろから得ている感触では、中国側が、日中の從来行なわれておきました民間取りきめに基づきますけれども、その間がありましたとして、海賈協定が

日本側は、当初からいつでも日中漁業協定の交渉に入りたいということで、そのため準備は進めているわけでございますが、且下のところ中国側からの漁業協定開始の意向が伝わつてくるのを待つて、こういふ状況でございます。

○竹内(猛)委員 政務次官は中国とはなかなか関係が深いからお答えがしにくい点もあるうと思うから、けつこうです。

それならば、民間協定がやむを得ないとするならば、政府間協定をやつた場合と民間協定の継続

の場合は、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるが常であります。

したがいまして、漁業に関する国際協定といふものは、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるが常であります。

したがいまして、漁業に関する国際協定といふものは、資源の保存というような角度からいろいろな規制のもとに行なわれるが常であります。

政府間の協定になると、たとえば中国との場合

は東シナ海、黄海等の資源の管理等の重要な事項に

問題ですが、なぜ進まないかといふのはどつも側に問題があるのか。中国側に問題があるのか、日本側に問題があるのか、その点はどつも側に問題についておらない。その最もむずかしい根源の問題ですが、なぜ進まないかといふのはどつも側に問題があるのか。中国側に問題があるのか、日本側に問題があるのか、その点については政務次官にもお答えをいたさ

るということになります。ところが、政府間協定になりますから、漁業の調整、取り締まりが政府行為で行なわれるということで安定的、長期的になるというようなメリットがあるだろうということが想像されます。

○中江説明員 先ほどの私の答弁の中で一つ間違ったために、訂正させていただきたいのは、実務協定の中で最近まとまりましたものを私は海運協定と言つたようになりますが、これは海運協定と貿易協定のことです。ただいま国会の御審議をお願いしておりますのは貿易協定でございます。

○中江説明員 先ほどの私の答弁の中で一つ間違つたために、訂正させていただきたいのは、実務協定の中で最近まとまりましたものを私は海運協定と言つたようになりますが、これは海運協定と貿易協定のことです。ただいま国会の御審議をお願いしておりますのは貿易協定でございます。

○中江説明員 日中の漁業協定といふものがなかなか進まないということ、これからあるいは急速に進むかもしれないけれども、そのことはよくわかりましたが、それを中国のほうのみ問題を求めるだけではなくて、日本の政府としてはおこれを促進するというふうについての努力をどう

いうふうにされるか。その点はどうですか。

○中江説明員 日中漁業協定につきましては、先ほど申し上げましたように、日本側としては、早く交渉に入りたい、しかも、これは、日中航空協定の交渉が進んでおりますのと並行いたしまして

でもこの協定の交渉を進めたいという希望は機会あるごとに繰り返し申し入れておるわけでござりますけれども、何ぶんにも、交渉となりますが、相手側の事情もこれあることでござりますので、引き

続ぎ、中国側の早い交渉に入るという準備の終わ

るのを期待するということ、もう一つは、六月の下旬になりますと民間協定の期限も切れるわけ

でござりますので、その一つのめどがござります

わけで、これを念頭に置きながら、さらに中国側

との交渉に入るきっかけを求めて続けていく、そ

う方法以外には特に促進し得る積極的な契機と

いうものもないのではないかというふうに思つておられます。

○竹内(猛)委員 政府間の協定ができるようにな

ひ努力じて懇しきことを要望じて、次に移りま

す。

日ソ漁業協定と、それから、ソ連の漁船が最近千葉県や茨城県方面の海域に出没してかなり大量の魚をとつて海を荒らしている傾向があることについで、前のほうは交渉の状況と、うしろのほうについてば、そういう事実を知つてゐるかどうかということについて伺いたい。

○内村(良)政府委員 日ソ漁業交渉は、先生御案

内のように、三月四日からモスクワにおいて開始されであります。現在までのところ、両国の科学者がサケ・マスの資源評価及びカニの資源評価についていろいろお話し合ひをしております。特に

両国の科学者が意見をかわしているという

段階でございます。

それから、ソ連漁船が日本の近海で操業しておるという事実については、私ども承知しております。ということで、現在、まだ、資源評価について両国の科学者が意見をかわしているという段階でございます。

○竹内(猛)委員 昨年の十二月ごろから、その前からもそうですが、ソ連の船が集団で来ております。これは法律上については問題はないと言ふ人もいるし、いろいろあると言ふ人もいますけれども、それだけではなく、船が来て魚をとり、それをかる詰めにし、いろいろなものを捨てていく。そのため、日本の漁民がせつからく魚をとるために準備した網が切られ、いろいろな形で被害をこうむっております。今日まで、政府自体としては、ソ連の大使館なりしかるべき機関に対しまして、その問題について何か要請したり抗議をしたことのあるかどうか、その点はどうですか。

○加賀美説明員 ただいま御指摘の点につきましては、本年の二月十四日に、在京ソ連大使館に対しまして嚴重な注意を喚起いたしました。それから、最近の茨城県沖におきますソ連漁船団による被害に対しまして、三月十四日に、在京のソ連大使館に對しまして、その問題について何か要請したり抗議をしたことがあります。ところが、ことしの春のことがあるかどうか、その点はどうですか。

○内村(良)政府委員 日ソ漁業交渉は、先生御案

使館を通じまして、ソ連側の注意を喚起して、しきるべき措置をとるよう申し入れました。ソ連側は関係当局に伝達するということを約束いたしております。

○竹内(猛)委員 わが国の魚をとる船がオホーツク海方面に出ていけば、拿捕されたり、かなり長期にいろいろな処置を受けますね。ところが、ソ連の船が日本の周辺に来た場合には、これはせいぜい抗議、要請というところでとどまつておる。それはその後も依然として改まっていない。わが

茨城県においても、三月十二日の段階で県議会のほうからいろいろ意見が出て、ソ連の船団もわが国との漁業関係の諸法規に従つてもらいたいという

ことと、海上への廃棄物、汚物等を投げ捨てるような行為は即時中止をしてほしいということを要請をしている段階で海域がこういうふうにしてやられるということは、たとえ法律上これが無理がないとしても、日本の感情から言つたら許されないことになるので、これをそこなわないようにす

るために、今後の方針についての努力といいますか、その処置についてもう一度お聞きしたい。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおり、私どもも、ソ連の漁船が場合によつては十二海里の中に入つてくるということはまことに遺憾なことだと思つております。ところが、残念なことに一

それで、ただ申し入れをするだけでは解決しないのじゃないかということでござりますが、一方、水産庁といたしましては、こういった問題につきまして、昭和四十七年の十一月にソ連の専門

家と日本の専門家の話し合いをやつております。その際問題になりましたのは、ソ連側から、夜ソ連の漁船が日本の漁具を切ると言われても標識がないじゃないかという指摘ございましたので、四十九年度におきましては、漁具の標識設置事業に対しても補助するというようなことで、わが国といたしましても万全の措置はとつておるわけですが、それが、これまでの間で国交が回復していくいろいろな話をしていく段階で海域がこういうふうにしてやられるということは、たとえ法律上これが無理がないとしても、日本の感情から言つたら許されないことがになりますが、なほ、本件は非常に重大な問題でござりますので、ソ連側とは十分話し合つて解決しなければならないというふうに考へておられます。じ

たがいまして、必要があれば、あるいはまた専門家の話し合いをすることを申し入れるというようになりますので、ソ連側とは十分話し合つて解決しなくとも検討しなければならないのではないかと

いうふうに思つております。

○加賀美説明員 外務省といたしましては、水産庁との他の調査結果に基づきまして、この上とも被害がある場合には、重ねてソ連側に申し入れるつもりでござります。

○竹内(猛)委員 これはソ連のほうに、いい意味においての友好を長く保つかからもぜひ要請をしてほしい。一方には拿捕があり、一方においては海を荒らす。これは国際法には反しないかも知れないけれども、実際そこで魚をとることによって老廃物が流されて、そして日本の漁民の施設がこわされているということは、感情としてどうしても許されないことなんだ。友好を願えばこそ、これに対しては善意の要請をしてほしいということを重ねて申し上げておきます。

それで、そしてそれによつて一つの需給というものを見合わせてはいるのか。あるいは別の要素があつて割り当てをとつておるのか。この辺は、どういうふうなどろが割り当てになつてゐる一番基本の問題なのか。

○内村(良)政府委員 ただいま御質問のございましたコンブ、タラ、ニシンにつきましては、確かに割り当て制になつております。これは、これら

の商品がわが国漁業の重要な産品であるということもありまして、特に、北海道の漁業にとつては大きな問題でございますので割り当て制をとつておるわけでございます。しかしながらまた、これ

とでありますので、ソ連側とは十分話し合つて解決しようと、漁業の需給は十分考へ、日本によって国内の価格が不当に上がるというようなことは消費者サイドから見て問題がないわけではございませんので、その辺の需給は十分考へ、日本

の漁業に影響のない範囲で輸入ワクは毎年毎年五千六百六十万ドルでございますが、それが四十八年は五千六百六十万ドルの割り当てにてなつております。ニシンにつきましては、四十五年に一万トンの割り当てが四

十八年は一万六千九百トン。コンブは四十五年、四十六年ころは割り当てがございませんでしたけれども、最近コンブの自給が多少不足しておりますので、四十八年は一千六百六十トンの割り当てをいたしましたけれども、これらの品目はわが国漁業の重要な品目でございますから、自由化をする

気はございません。

○竹内(猛)委員 それは北海道の漁民と資源を守るということが一つと、それからやはり重要なものであるからということで割り当てはそのまま続

けられるということですが、国内における必要量との関係はどうなんですか。そういうことで十分に必ず満たしているところになつてゐるわけ

でしようか。

○内村(良)政府委員 ただいま数字を申し上げましたような輸入割り当てをしておるわけでございましたが、その輸入割り当て数量の決定につきまし

て、それで、そしてそれによつて一つの需給というものを見合わせてはいるのか。あるいは別の要素があつて割り当てをとつておるのか。この辺は、どういうふうなどろが割り当てになつてゐる一番基本の問題なのか。

○内村(良)政府委員 ただいま数字を申し上げましたような輸入割り当てをしておるわけでございましたが、その輸入割り当て数量の決定につきましては、外務省を通じて、先ほど外務省から御答弁がございましたように、ソ連大使館に強硬に申し入れをしておられたようだ。ソ連大使館に強硬に申し入れをしておられたようだ。ソ連大使館に強硬に申し入れをしておられたようだ。

それで、そしてそれによつて一つの需給というものを見合わせてはいるのか。あるいは別の要素があつて割り当てをとつておるのか。この辺は、どういうふうなどろが割り当てになつてゐる一番基本の問題のか。

ては、もちろん国内の需給を考えて数字を決定しておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 次に、私は、法案の質疑に入る前にもう少しばかり質問しますが、最近石油の大幅値上げが行なわれました。特に、漁業の問題については、A重油の使用量というのはかなりなものであります。これが一挙に九千円近いものが上がるという段階になつた。

そこで通産省のほうにお伺いしますが、重油そのものは将来にわたって確保するのに心配はないかということが一つ。それから、今度値段を上げたけれども、またやがてはいつか上げるのではないかという心配があります。こういう先のことについてはあるいは十分なお答えはむずかしいかも知れないが、そうなると、これはもう少し別なところで問わなければならぬわけですが、とりあえずA重油を使うところの漁業の発展と振興のための物の確保と価格の問題、そして、その価格が今後の日本の漁業、特に遠洋漁業に対してどれくらい影響をするかという問題、こういう問題点についてお答えをいただきたい。

○松村説明員 お答えいたします。

先生の御質問が非常に広範な御質問でござりますので、的確にお答えできるかどうか私も自信はございませんが、最初に量のお話しでございますが、十一月、十二月のころにO A P E C 諸国の削減率が、これは皆さん御存じのとおりでございますが、二〇%のカットがあつたわけでございます。それで、一月からこれを二五%に上げるという考え方があったわけでござりますけれども、逆に、クリスマスイブの日になりまして一五%のカットというふうに緩和されたわけでござります。それが、その後九月水準からの一五%カットという線で今まで来ておりますし、また、十一月二十四日の段階で日本を友好国扱いするといったようなことも決定されたわけでございます。したがいまして、十一月、十二月のころに考えられておりました石油危機といふものは、一応回避されたわけでございますが、依然として十分な量の供給という

ところまではいっておりませんので、現在でも石油の需給についてある程度の使用的節減の規制をやつしていることは御承知のとおりでございます。

今後石油の需給がどういうふうに推移するかという御質問でござりますけれども、最近の新聞等を見ましても、対米の金融措置が緩和される、あるいは緩和されたといったような情報があるわけでございますが、それに伴いまして、九月対比で一五%カットという、その生産制限を撤廃するということが、これはまだ確認がされていないわけでございますが、それに伴いまして、今後世界的な影響がひんびんと入ってきているような状況でございます。したがいまして、今後の世界的な意味で申し上げますと、供給のほうは若干ずつでも緩和の方向に向かうのではないかというふうに考えておりま

す。それで、今度は価格の問題でございますけれども、昨日から石油製品の、平均いたしまして六二%の元売り仕切りの値上げというものが発表されたわけでござりますけれども、これは石油危機が始まりました十月十七日以降の原油の値上げ、それから一月一日以降の原油の値上げといふことで踏まえまして、必要最小限の値上げということで決定されたわけでございます。ただ、それでは、今度決定されました八千九百四十六円の値上げといふものが最終的なものであるかどうか、今後値上げについてどう思うんだ、どういう見通しかといたり次第の御質問につきましては、日本が入手いたしました原油の価格が今後どういった推移をしておりますか。たどるかという点にあらうかと思うわけでございますが、この点につきましては、先ほどは供給に

○松村説明員 お答えいたします。

○竹内(猛)委員 いまの話で、量のほうは大体見通しはあるけれども、価格については不安定だというふうに理解をしていいですね。その点はどうですか。

先生の価格と量についての御質問について一応大略を御説明いたしました。

○松村説明員 不安定と申しますか、なお流動的な面があるということでございます。

○竹内(猛)委員 そこで、今度は農林省のほうで、水産庁、このように石油が上がるということは、魚を輸送する場合にも、あるいはまた魚を

運ぶ場合の資材の加工あるいは資材そのものについてもたいへん影響があると思います。そういうふうなことが一応きめられたようでございますが、これにあたりましては、O A P E C 諸国の中でもさ

らに公示価格を上げるという御意見の中でもさ

の原油価格水準は特に後進国に對してきつ過ぎるといったような考え方からの引き下げ論と両方がございまして、そのいずれに今後進んでいくかと

いうことは軽々に判断できない点がございます。また、それ以外に、現在中東諸国は中東における石油会社に対しまして――メジャーの子会社でございますが、石油会社に対するバーティンペーション、つまり株式参加を強く進めているわけでござります。このバーティンペーションが進みますと、供給のほうは若干ずつでも緩和の方向に向かうのではないかというふうに考えておりま

す。それで、石油代の値上がりによって経費が上がることは事実でありますので、これが魚価に反映されれば経営としては一応収支が合つてくる、こういうことになつてくるわけでございます。ところが、水産物の場合は、他の製造工業と違いまして、経費の上昇を直ちに価格に転嫁できないというようになりますので、その点では原油価格が若干高騰するという面もあるわけでございます。したがいまして、その点から言いますと、価格は若干高騰するという面もあるわけでございます。

先生の価格と量についての御質問について一応大略を御説明いたしました。

○松村説明員 お答えいたします。

○竹内(猛)委員 いまの話で、量のほうは大体見通しはあるけれども、価格については不安定だと

いうふうに理解をしていいですね。その点はどうですか。

石油の値上がりが漁業の経営に及ぼす影響といふものは、これはいろいろの種類によつて異なることはあつたとしてもそれがせない事実であるわけですから、この問題について一これはあとの法律の審議にも関係をするので、それをとりたいということで、内部において銳意検討中でございます。

○竹内(猛)委員 石油の値上がりが漁業の経営に及ぼす影響といふものは、これはいろいろの種類によつて異なることはあつたとしてもそれがせない事実であるわけですから、この問題について一これはあとの法律の審議にも関係をするので、それをとりたいということで、内部において銳意検討中でございます。

と言われているけれども、それ以外にもつといい価格のきめ方というはないのか。現在の価格が最高だというふうに言われておりますが、この点はどうですか。価格のきめ方について、です。

○内村(良)政府委員 価格の決定は、主として卸売り市場におけるせりまたは入札によって行なわれておりますが、これは、腐敗性の鮮魚の場合について、零細かつ多數の売り手、買い手がいる場合には、市場におけるせりあるいは入札のやり方が公正かつ迅速な取引方法として価格形成上適正なのではないかというふうに考えております。なまして貯蔵性がある、すなわち、貯蔵性ができたために需給調整が可能であるような冷凍魚の生産流通がふえております。たとえば今日マグロのときには、沖でとつてきましたものを沖で直ちに凍結いたしまして持つてくるというようなことで、かなり貯蔵性が出てまいりました。こういった魚種につきましては、これに適応した安定的な取引方法として、売り手と買い手の相対による価格決定がせりまたは入札とあわせて行なわれるようになつております。いずれにいたしましても、今後、水産物の価格形成につきましては、市場における公正かつ安定的な価格形成を生鮮魚類についてははかつていくとともに、冷凍品につきましては、産地及び消費地の冷凍施設の拡充その他の流通施設の整備を行ないまして、ある程度市場外の流通の合理化ということを考える必要があるのでないかというふうに考へておるわけでござります。

○竹内(猛)委員 現在の価格のきめ方が万全ではない、なお今後検討する余地があるということですね。

そこで、現在漁業に携わっている労働者のほうからいろいろな意見が出ておりますが、そのことについて深く触ることはこの法案との関係ではできませんけれども、その問題もありますが、漁家の現在の収入といふものは農業よりも低い。要す

るに、最近の統計で見ても、漁家の家計簿において都市の労働者よりも低いことはもちろんであります。農村よりもはるかに低いという形になります。これを高めることが必要であるが、漁業に関連をする若い労働力が減少して、四十歳から五十九歳の労働力がふえているという老齢化の傾向が目立っており、全体的に漁業に従事する者の数が減つていて、こういうふうに、どの点からが見られない。一体なぜこういうふうに国民の必要なカロリーを供給する仕事がきらわれていくのか、これをどうのよどしたたら高めていくことができるのか、ということについての基本的な考え方について、これは水産庁のほうからお聞きしたい。

○内村(良)政府委員 まず、最初に、多少数字的なことを申し上げておきたいと思います。

漁業に従事する労働者の数は確かに年々減少しておりますが、この五年間では年率二%の減少を示し、四十七年には五十万人となつております。このような漁業労働力の需給事情等を反映いたしまして、中小漁業の賃金水準は年々上がつております。これを雇用賃金で見ますと、四十七年の一人当たりの年間賃金は百三十四万円で、前年よりも八%上昇しておりますし、この水準を一般製造業の男子の賃金と比較いたしますと、從業員規模五人ないし二十九人の中小企業と申しますか、零細企業に比べますと、中小漁業のほうの賃金が二六%上回っている。しかし、三十人以上の工場に比べましては二%下がっているというところで、漁業従事者の賃金そのものはあまり低くないわけでございます。

一方、漁業につきましても農業と同じように兼業化が進んでおりまして、現在、専業漁家は一二%, 第一種兼業漁家が五〇%, 第二種兼業漁家が二八%となつております。漁家の所得を見ますと、四十七年の数字でございますが、約二百万円で前年より一七%上がっております。これは都市の労働者に比べますと九七%ぐらいで低いといふ

ことでございますが、必ずしも漁家の所得というものが非常に悪いわけではない。しかし、いずれ

にいたしましても、今後の水産業の伸展をはかるためには若い人々が漁業に定着していく必要があるということございまして、そのためには特に沿岸漁業の近代化をはからなければならぬということで、今般三つの法案をお願いしているわけですが、そういった法的措置と同時に構造改善等進めまして、今後沿岸漁家の所得を上げていくということに大いに努力しなければならないのじやないか。これに関連いたしましては、本産物の流通の合理化もあわせてやる必要があるわけございますが、そうした施策をあわせまして、漁家の所得上昇には最善の努力をしたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 そこで、法案の問題と関連をしてくるのですが、災害補償の問題で、先ほども今井委員から言わたとおりに、補助限度率の問題です。たいへん前向きになつたとはいうものの、まだ依然として問題点が幾つかひつかつてゐるところがある。この補助限度率というものについては、これはどうしても必要なのか、先ほど聞いていると、畜産物がこうだから、あるいは農業がこうだから漁業もこうでなければならないということがあります。これもまたとおりに、畜産物がこうだから、あるいは農業がこうだから漁業もこうでなければならないということがあります。されども、いま言うように、漁業といふものはもつと高めなければならないのだ、もつと前進させなければならないのだという立場に立たときには、そういうものには特別な一つの手当てというものをしていき、そして、魚のような天候なりいろいろなものに關係をするようなものについては満額補償していくといふことができないか、そういう方向に進めないので、これはどうですか。

○内村(良)政府委員 共済の限度額を上げていくことは、前進していることは認めるけれども、なお不十分だ。また、入っていない人に対して啓蒙しないで入れなければならぬこともよくわかります。しかしながら、事故の場合に六〇%だけは補償する、とのほうは自分で考へろといふようなことがあります。

○竹内(猛)委員 前進していることは認めるわけですが、前進していることは認めるけれども、なお不十分だ。また、入っていない人に対して啓蒙しないで入れなければならぬこともよくわかります。しかしながら、事故の場合に六〇%だけは補償すれば、先ほども話があつたように早く何とか変えなければならぬので、いまの話を聞くと、一段階まず今度改正をして、そして義務加入にしてみんなに加入してもらつて、さらにこれを改正していく、今般の改正で方式を改正いたしまして、共済の限度額を高めるという措置をとつておるわけでございますが、その前に私どもとしてつとめな

ればならないこと、大いに今後力を入れなければならぬことは、現在漁業の加入率が必ずしも高くなるということです。

まず、災害の共済限度額を高める前に加入を高めなければならぬ。これは最近の加入率の数字でござりますけれども、漁業共済が一・二%、養殖共済が三・二%、漁業共済が一・二%でございます。したがいまして、入っていない人々は補償のワク外にあるわけでござりますから、われわれと一緒にしましては、今度義務加入制をとり、その他の漁家の方々が入りやすいような制度改正をますます行なつた上で、今度の改正が国会の御審議を経まして法律となりました場合には、これに基づきまして大いに加入の宣伝をやつてブルーを大きくする。すなわち、すべての漁家が災害を受けた場合には補償を受けるといふような体制をまずつくる必要がある。じやないか。それをやりましてから、さらに補償の内容の拡充といふことはもう当然やらなければならぬことでございまして、そういったステップ・バイ・ステップでやらなければならないのじやないか。しかし、共済限度額の引き上げにつきましては、われわれとしても、今般制度を簡素化し、わかりやすくし、さらに補償の内容を充実するといふ措置は法律改正でとつておるわけでございま

○内村(良)政府委員 私どもといったしましては、こういう順序ですか。

○内村(良)政府委員 私どもといったしましては、

もよくなつておるというふうに確信しております。しかし、なおさらに補償を増していくこと、加入の促進をはかつてブールを大きくし、多くの漁家ができればすべての漁家が災害を受けたとき、補償を受けられるような制度にしたいということで、現在のものが不十分ということを申し上げます。

○竹内(猛)委員 まず、全部の漁家に入るということが必要なことだから、それはそれとして承認もできるし、そうすべきだと思います。だから、それはそれとして承できるけれども、なお制度の中には考慮する余地があるということを認めますか。それはどうですか。

○内村(良)政府委員 私どもいたしましては、制度の改善については、将来においても一そく努力すべきものだと思つております。

○竹内(猛)委員 まず、全部の漁家に入るということが必要なことだから、それはそれとして承認もできるし、そうすべきだと思います。だから、それはそれとして承できるけれども、なお制度の中には考慮する余地があるということを認めますか。それはどうですか。

○内村(良)政府委員 私どもいたしましては、制度の改善については、将来においても一そく努力すべきものだと思つております。

○竹内(猛)委員 これは、早い機会になお一そくこの改善をやることを望みたいと思います。次いで問題は、漁業者というのは、これは農業でも同じことですけれども、やはり一人一世帯です。ところが、そういうものに対して制度というもののがたくさんあって、いろいろなところからいろいろな関係が来る。これはなるべく簡素化をすべきだと思います。だから、漁業の共済もあるいは年金もあるいは保険もあるいろいろなものがありますけれども、そういうものを一本化していく、総合していくということに対しても、これも当然の問題です。ところが、それによって資材が値上がりをするということについて確かめましたが、それはもうだれも否定をしないことだと思います。そういうふうなことになると思うのですが、いずれにしても、現在の制度は複雑であり、なかなかわかりにくいこともあるのですけれども、これを一本にしていく方向に対する努力、こういうことに付いてはどうですか。

○内村(良)政府委員 ただいまの御質問は、共済と申しますか、保険の面で、漁業は漁業共済制度、漁船保険制度及び任意共済制度がある、末端では、これを受けるほうは漁業者が一人だしたがって一本にしたらどうか、こういう御意見ではないかと思いますが、これにつきましては、かねて、損害を受けたときに支払いが行なわれないかと思いますが、これにつきましては、かねて、損害を受けたときに支払いが行なわれないかと思いますが、これがねこの委員会でもしばしば問題になつたことがあります。しかしながら、現在のところでは、それぞれの事業につきまして事業内容に相当の相違がありますために、現在直ちに一元化しようといったとしてもなかなかむずかしいという問題がござります。そこで、水産局といたしましては、四十九年度予算で漁業に関する災害補償制度検討会に必要な経費というものを、百四十万円ばかりの予算でござりますが要求しております。こういった面も含めまして、なお慎重に今後検討を続けていきたいといたふうに考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 この点もやはり段階的に処理しなければいけないと思うのですけれども、まず、第一に、今度の法案に対して切りをつけて、それから次の方向といふ形にいかなければいけないと思つております。

○内村(良)政府委員 被害がなければ一番いいのですけれども、そういうわけにもいかないので、そういう心配がほんとうにないかどうかということについて、これは確かめようもないのですけれども、万全の準備は整つているかどうか、それをもう一度確認をしたいわけです。

○内村(良)政府委員 経費が幾ら上がるかというところは今後の推移を見まして検討すべき問題だつてそうですねけれども、なるべく早くそういう制度がたくさんあるということは——これは農業だつてそういう方向に法案その他によつて考慮していく必要があるということを再度要望をしたいわけですが、この点もやはり段階的に処理しなければいけないと思うのですが、ともかく、受けるほうのものが一人である。あるいは一世帯であるということは、これは農業だつてそうですねけれども、なるべく早くそういう方向に法案その他によつて考慮していく必要がありますが、四十九年度予算で考えておるところでおさまるのではないかと思います。

○竹内(猛)委員 次に、赤潮の問題です。赤潮の問題は今度新しく条文で入つてきましたわけですねけれども、それはけつこうなことだと思うのだけれども、赤潮というのは自然現象なのか、それとも、そうではなくて、これは防ぐことができるのかどうか。できるならばこれは防いで、そういう補償などということではなしに防げる方法はないかどうか。これは私も少しあとだからちょっとよくわかりませんが、この点はどうですか。やはり補償以外には方法がないのか、防ぐ道はないのか。

○内村(良)政府委員 赤潮につきましては、人災的な面と自然災害的な面と両方あるようですが、この点はどうかといふことですね。そこで、人災的な赤潮につきましては、汚水処理が三次処理までできれば、これは相当防げ

るということのようですが、現在はまだそこまで汚水処理が行なわれていないという状況のようでございます。

○竹内(猛)委員 まだ若干時間があるので、大臣が来て、あとは大臣に質問する分だけ残して、これで終わりますけれども、先ほどソ連の問題について質問をしていましたが、その場合に経費が補償されるかどうかという問題になつてくると思いますが、現在のところ、私はもといたしましては経費はほぼ補償できるのではないかと思います。ただ、今後非常に上がつた場合におきまして、さらにそれを検討しなければならぬ問題ももちろんあるわけでございますけれども、現在のところ、直ちに現在の共済金額その他を改定することは考えておりません。

○内村(良)政府委員 被害がなければ一番いいのですけれども、そういうわけにもいかないので、そういう心配がほんとうにないかどうかということについて、これは確かめようもないのですけれども、万全の準備は整つているかどうか、それをもう一度確認をしたいわけです。

○内村(良)政府委員 経費が幾ら上がるかというところは今後の推移を見まして検討すべき問題だつてそうですねけれども、なるべく早くそういう方向に法案その他によつて考慮していく必要がありますが、四十九年度予算で考えておるところでおさまるのではないかと思います。

○竹内(猛)委員 そして、あと若干の時間については、いずれまでしておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 それで、外務省と連絡をして、今後あまり感情が回復している以上、こういうような問題をどうあれをしたくはないのですけれども、現にこのような問題が起きていて、地元で大騒ぎになつておるということを十分に考慮してもらつて、水産庁が即時中止すること」ということで要請が来ました。いい意味においてソ連と日本との間で国交が回復している以上、こういうような問題をどうあれをしたくはないのですけれども、現にこのよ

うな問題が起きていて、地元で大騒ぎになつておるということを十分に考慮してもらつて、水産庁とともに、外務省と連絡をして、今後あまり感情を悪くしないようにして、なお一そく努力されることを希望をしておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 そして、あと若干の時間については、いずれまでしておきたいと思います。

○竹内(猛)委員 それで、大臣が見えたときに質問しますので、これで私は終わります。

○坂谷委員長 美濃政市君

○美濃委員 提案されております三法につきまして若干質問いたしたいと思います。

○内村(良)政府委員 第一に、沿岸漁場整備開発法の関係であります。が、こういう法律を出しますと大体計画がつくものなんですが、今回これに対する具体的な計画は参考資料としてついていないのですが、どういう計画を進めるのか、それを聞きたいと思います。

○内村(良)政府委員 それからまた、この法案審議中に出せるのではありませんが、この法律に基づく計画はこうであるといふのなんですが、今回これに対する具体的な計画は資料を出していただきたい。きょうの場合はその概要をお聞きしたいと思います。

○内村(良)政府委員 この沿岸漁場整備開発事業は、大別いたしますと、水産動植物の増殖または

養殖を推進するために行なう基盤整備の事業と、それから沿岸漁場の保全の事業でございますが、その具体的な内容につきましては、この計画作成のための調査を行ないまして、かつ、さらに沿岸漁場等振興審議会その他関係方面の意見も十分聞いた上でできましたと思つております。したがいまして、四十九年度におきましては、予算をとりまして、各県で調査をさせます。この調査に基づきまして、計画をつくって、五十年度から、できれば五年計画ぐらいで推進するというような体制でやります。たいということで準備を進めておるわけでござります。

そこで、それでは、基盤整備としてどういうことをやるのか、想定し得る事業はどんなものかといふことでございますが、現在のところでは、從来実施してまいりました大型魚礁の設置事業、浅海漁場開発事業、漁場造成事業、漁場環境維持保全対策事業等を考えているわけでござります。このほか新たに漁場の大規模開発を行なうため、大規模な増殖場の造成や天然礁に準ずる規模の大きい魚礁の設置、これはまだやつておりませんけれども、そういう点について、技術的な観点から、その必要性、事業の実施方法及び規模、事業効果等を十分調査いたしまして事業を実施したいということを考えておるわけでござります。

いすれにいたしましても、四十九年度は、そういった事業について、どこでどういうことをやるかということについては十分な調査をしたいといふふうに考えておるわけでござります。

○美濃委員 そういたしますと、調査が終わらないまま出せないということがあります。どうですか。

○内村(良)政府委員 自給体制でございますか。

○美濃委員 いわゆる生産について、この法律によって、概要どれだけの投資をして、どれだけの生産が現在よりも上がるという計画です。

○内村(良)政府委員 四十九年度で、この基盤整備の事業と保護水面の実施に関する事業を含めまして、八千五百万円ばかりの予算措置をとつてあります。これだけの金を使いまして、十分調査をして計画をつくりたいということとでござりますが、計数的にこういうものによってどれくらい上がつて来るだらうかといふことは、そういうたった調査の結果を積み上げたものによって数字が出てくる、こういう性質のものでござります。

そこで沿岸漁業の生産の増加につきましては、私もこれは大いにやらなければならぬというところでござりますが、計数的にこういうものによってどれくらい上がつて来るだらうかといふことは、そういうたった調査の結果を積み上げたものによって数字が出てくる、こういう性質のものでござります。

○美濃委員 しかし、この法律を提案するにあたつて推定したものはありませんか。確定的なものは調査をしなければ出せないというのなら、それもやむを得ないと思います。しかし、こういう法律を出す前に調査が先行していいわけですね。いままでこういう法律をつくったときは、たとえば港湾の計画でも、いわゆる整備計画が出るときには概要書がつくわけですね。今回はつかない。こういう法律を国会に出すのに概要はないのですか。調査してみなければ全くわからないということなんですか。

○内村(良)政府委員 水産物の需給につきましては、先生、御案内のように、五十七年を目標に試算したものがございます。それによって沿岸漁業をどのくらい伸ばさなければならぬかという計画はござります。その計画を目標にいたしまして私はござります。その計画を目標にいたしまして私はござります。

○美濃委員 どういたしましては沿岸漁業の振興をはかるわけであります。しかし、それで幾ら沿岸の魚があえるだらうか、魚礁を一つ置いたら幾ら幾らあえるかということは、これはまた技術的にも非常にむずかしい問題もござりますので、そういうたとこを十分検討いたしまして、なるべく早く計画を組みたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○美濃委員 いま、そういう計画に対し資料要求をしておるので、何も出せないということがあります。それが、だから遠洋漁業の整備を提出をしてもらいたいと思うわけです。遠洋漁業に対する計画です。あるいは展望でもよろしくごぞざいます。どういうふうに考えておるのか。沿岸漁業のほうはこの整備計画がありますから、これに合わせて現在出し得る資料を出してもらいたい。こう一つは、遠洋漁業に対してどういふ长期展望を持つておるのか、これを出してもらいたい。

○内村(良)政府委員 遠洋漁業につきましては、漁場整備と申しますよりも、漁場をつくっていくといふよりも、漁場を確保していくといふほうでございます。これは先ほどから御議論もございましたけれども、今後海洋法会議その他いろいろ国際規制の問題等もござります。そこで、水産庁と

が、しかし、この法律を提案する以上、そういう個所や何かは別として、水産庁として、計画としては、そういう魚礁関係で、現在価額でおおむねどのくらいの投資額になって、それに伴う経済効果はどのくらいを見込むというようなものがあるのではないかとおもいます。ただ、量的に幾らというのは、現在どきどきます。

○内村(良)政府委員 繰り返して申し上げますけれども、事業量自体どれくらいの事業量になるか

といふことは、先ほど申し上げました四十九年度における調査を通じて出てくるわけでござります。

が、

○美濃委員 そうすると、計画は何もないということですか。

○内村(良)政府委員 五十七年の需給見通しに基づいて沿岸漁業を延ばしていくなければならぬという目標はござります。しかし、そのため大型魚礁を幾らにするか、浅海開発を幾らかにするか、といふいろいろな条件もござりますので、十分調査をしてみないと出てこない。さらに、それによつて幾ら沿岸の魚があえるだらうか、魚礁を一つ置いたら幾らあえるかなど、これがまた技術的にも非常にむずかしい問題もござりますので、そういうたとこを十分検討いたしまして、なるべく早く計画を組みたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○美濃委員 いま、そういう計画に対し資料要求をしておるので、何も出せないということがあります。それが、だから遠洋漁業の整備を提出をしてもらいたいと思うわけです。遠洋漁業に対する計画です。あるいは展望でもよろしくごぞざいます。どういうふうに考えておるのか。沿岸漁業のほうはこの整備計画がありますから、これに合わせて現在出し得る資料を出してもらいたい。もう一つは、遠洋漁業に対してどういふ长期展望を持つておるのか、これを出してもらいたい。

○内村(良)政府委員 遠洋漁業につきましては、漁場整備と申しますよりも、漁場をつくっていくといふよりも、漁場を確保していくといふほうでございます。これは先ほどから御議論もございましたけれども、今後海洋法会議その他いろいろな規制の問題等もござります。そこで、水産庁と

して、遠洋漁業についてはこういう展望を持つてお尋ねしたいと思います。たゞ、その場合、御承知のとおり遠洋漁業は回遊魚であり、その他ございまして、何年度にそれを幾らとつていくかということを完全に計数化できるかどうかはちょっと問題がございますけれども、私どもの持っております遠洋漁業についての展望と申しますか、そういう資料は提出いたしたいと思います。

○農漁委員 次に、漁業近代化資金について若干お尋ねしたいと思いますが、これは先にもう質疑があつたようですが、公定歩合ですね。この場合は漁業ですけれども、農業も近代化資金があって、系統資金を使っている。しかし、いま想定されるのは漁業団体にしても、農業団体にしても、協同組合ですね。近代化資金の関係はことしは赤字になるだらうと思うのです。公定歩合が引き上げられて利子補給が同じであります。末端金利はそのままですか、これはかなり信用事業のリスクになると思う。これはこういう政策をとつて、そして法律で末端金利をきめて、公定歩合は上がるわけですから、公定歩合の引き上げによつて、その原資になる金を集めることも、公定歩合ですね。近代化資金の系統といふものはみな赤字になると思うのですが、これについてどうお考えになつておるか。いまそれを直す意図はないというような話であつたと思うのですけれども、それはどうかと私は思うのです。さらに、経済需要によつて公定歩合等が引き上げられた場合、年度内においても措置するのかしないのか、どういう近代化資金が公定歩合と利子補給の関係からこの融資条件に——漁業協同組合なり、農業協同組合なり、いずれも近代化資金をやつておるわけです。これがいま申し上げた関係から、この融資事業が全部赤字になつていいことが想定されるわけですが、それにつくといふことがございまして、そのときの状況に応じて検討すべき事項だと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘の

あった問題は、制度金融とそれから金利水準の問題ということで、非常にむずかしい問題でござります。そこで、金利が今日のよう非常にどんどん上がっていくことになつておればかなり安定したことになるわけでございますが、今日のように金利が上がってまいりますと、末端金利を場合によつては上げなければならぬということも起こつてまいりますので、御案内のように、漁業の近代化資金、農業の近代化資金につきまして、二月一日に四十八年の四月に下げました年〇・五%の金利をまた引き上げたわけでございます。もとに金利をまた引き上げたわけでござります。もとに個人して、個人は六分ということにいたしました。そこで、さらに金利が上がつていけば逆さやになるのぢやないかというような御質問の意味かと思ひますけれども、私どもの見ておりますところでは、現在基準金利が九分になつております。そこで、中金なり信漁連の原資供給から見まして、逆さやぎりぎりのところではないかというふうに見ております。特に農業の場合にはさらにはかの事業もございまして、かなり余裕がござりますが、はつきり言いまして、漁業のほうが農業よりも大きいことは事実でございます。そのため、漁業につきましては、四十九年度予算におきましては、信漁連等に対しまして漁業金融推進臨時助成補助金というのを組みまして、多少漁連の信用事業にてこ入れをしております。その点が農業と違う点でござりますけれども、しかし、御指摘のよどんだけれども、それはどうかと私は思うのです。さらに、経済需要によつて公定歩合等が引き上げられた場合、年度内においても措置するのかしないのか、どういう近代化資金が公定歩合をつけておるわけですが、それにつくといふことがございまして、そのときの状況に応じて検討すべき事項だと思います。

○農漁委員 状況に応じて検討すると言うが、状

況は金融事業ですからはつきり出てくるわけですからね。ですから、状況に応じて検討するといふことは、私どもとしては不十分だと思う。そういうことが起きた場合にはどうするという方針がなければならぬと思うのです。不確定要素やあるいは一般経済の物価とは違うわけですから、金融事業ですから、公定歩合を上げるということとも政策ですから、政策で公定歩合がさらに上がつた場合、たとえばいまのお話のよう、現在はほとんどだろうと言うんなら一応とんとんとしても金利をまた引き上げたわけでございました。もとに金利が上がつた場合には、御案内のように、現在はまだそこまではいっていないんじゃないでしょうか。したがいまして、今後かりに預金金利が八分とか九分とかいうようなことになつてしまいましても、系統の経営の問題とそれから近代化資金という政策金融の金利水準をどう考えるかといふ問題が直接にからんでくる問題でございまして、現在のところ、預金金利、すなわち系統の資金コストはまだそこまではいかないんじやないか。したがいまして、今後かりに預金金利が八分とか九分とかいうようなことになつてしまいますれば、それはどうしてもほうつておけない問題になつてくる。その場合にどういう判断をするかは全く政策事項だらう、行政レベルの問題じゃありませんといふことになりますが、これは政策的な判断がそこに入つてくる問題でございまして、私ども役人があまり批判すべきことではないのではないか、政策事項ではないのではないかというふうに思つております。

○農漁委員 もう一回ここは言つておきますが、事業金融事業で末端金利を法律でしておるわけですから、政策事項と言つても、普通の政策事項とはちょっと違つて思ひます。具体的な問題ですかね。ですから、そういう問題が発生したときに私は全く政策事項だらう、行政レベルの問題じゃありませんといふのはちょっとおかしいんじやないですか。行政レベルの中においても、そういうことが起きた場合には、こういう問題はこう処理するというルールを確立しておるべきじゃないですか。どうですか。自動的にそういう問題は処理できるようなものでなければ、これは大きな矛盾じゃないですか。片や、公定歩合を引き上げられれば、一般貸し付け金利も上がるわけです。そういうものを、こういう法律をつくって国が利子補給を出すんであれば、それもけつこうです。利子補給をやすといふことを

それが、一方、その系統の経営ということを考えれば、赤字でそういう政策保証をさせるには限界がある。そうなれば、金利を上げれば系統の経営のほうが助かるわけがございます。しかし、あるいは末端金利の金利改定をやるのか、そういう

うルールというものは、こういう経済変動時期になつてくると、行政レベルにおいても、そういう事象に対して弹性的に対応できるような措置といふものがあらかじめ大体でき上がつておるということが常識だと私は思うのですね。そういう現象が起きたときには、それはもう全く行政レベルの範疇のものじゃありません、全く政策事項です、政治的な判断にゆだねますというのはどうかと思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、私どもは、事務的には、ただいま申し上げましたように、系統金融のコストの問題とそれから近代化資金という制度金融の金利水準の問題ということで問題点は十分に把握し、その影響も十分に把握いたしまして、まあどちらをとるかということはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。これがまさに大きな問題ではないかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。私が申し上げたように自動的に対応できるようなら、事務レベルを離れた非常に大きな問題ではないかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。これがまさに大きな問題ではないかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。

○美濃委員 そうすると、あなた方としては、私が申し上げたように自動的に対応できるようなら、事務レベルを離れた非常に大きな問題ではないかといふことは余分な心配になるからほんとうでありますといふのが、どうですか。

○内村(良)政府委員 私どもは、ほんとうでおくと重要な問題でござります。水産庁といたしましては、水産業協同組合につきましての経営について、監督責任その他の負っておりまします。したがいまして、系統の経営というものは非常に重要な問題でございます。今日までのところ、近代化資金について金利を変えましたのは、先ほど申しました四十八年の四月に金融緩和に基づきました〇・五下げました。そのときは基準金利を九%から八・五%に下

げまして、利子補給額は据え置いたという経験がござります。それから、それをことしの二月に民衆に対する彈力的に対応できるような措置といふものがあらかじめ大体でき上がつておるということが常識だと私は思うのですね。そういう現象が起きたときには、それはもう全く行政レベルの範疇のものじゃありません、全く政策事項です、政治的な判断にゆだねますといふのはどうかと思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、私どもは、事務的には、ただいま申し上げましたように、系統金融のコストの問題とそれから近代化資金という制度金融の金利水準の問題ということで問題点は十分に把握し、その影響も十分に把握いたしまして、まあどちらをとるかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。これがまさに大きな問題ではないかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。これがまさに大きな問題ではないかといふことはやはり政策的な判断として御判断をいたしました。

○美濃委員 では、政務次官にお尋ねしますが、これは政策事項だと事務当局は言ふが、政府としては、政策判断としてはどうですか。そういうものに対して弾力的な大きな民間資金を法律で動かしておるわけですから、ある程度起きた現象に対して自動的な対応ができる用意があるかどうか。

○渡辺(美)政府委員 一応あなたのつしやるようなことも想像されますが、現時点ではそういう問題は起きていません。また、あなたが突然質問をされて、まあいろいろなことを質問されますが、あらかじめ質問項目がわかつておればもう少し親切な御回答ができたんじゃないかと思います。

○美濃委員 それはおかしいんじゃないですか。「突然というのはおかしいよ」と呼ぶ者あり)突然というのは全くおかしいですよ。どうですか。

○渡辺(美)政府委員 私の言つた突然というのには、実はあなたが質問予定者になつていなくて、系统的経営というものは非常に重要な問題でございます。この問題は突然だからと、そういう意味での突然であります。誤解のないようになります。

○美濃委員 それでは、この問題は突然だからだめだと言うのですから、もつと検討しておいてください。私はきょうは質問を終りませんから、後日またやります。それまでに検討課題として検

討しておいてください。

次に、漁業災害補償法の一部改正について若干お尋ねしたいと思いますが、今回改正しようとする内容は、この制度を強化しようという意図に基づいておるというふうにも受けとめられるわけであります。改悪だと受けとめませんが、しかし、この制度はすべて一連しておるわけです。加入率からルールをつくるかということは、やはり、新しい一つの政策的な問題として判断されるべきではないかと思ひます。そのため御判断をいたく材料等につきましてはもちろん十分な用意をいたしましたが、御判断はやはり政策的な事項じゃなければれども、御判断はやはり政策的な事項じゃないか、事務当局が云々すべきことではないというふうに私は思っております。

○美濃委員 では、政務次官にお尋ねしますが、これは政策事項だと事務当局は言ふが、政府としては、政策判断としてはどうですか。そういうものに対して弾力的な大きな民間資金を法律で動かしておるわけですから、ある程度起きた現象に対して自動的な対応ができる用意があるかどうか。

○渡辺(美)政府委員 一応あなたのつしやるようなことも想像されますが、現時点ではそういう問題は起きていません。また、あなたが突然質問をされて、まあいろいろなことを質問されますが、あらかじめ質問項目がわかつておればもう少し親切な御回答ができたんじゃないかと思います。

○美濃委員 それはおかしいんじゃないですか。赤字組合は、共済事故の大きい宮城、山口、徳島、高知で、これは相当な漁業県でござりますが、この四組合のほかは共済加入率が低い組合でございまして、このためにも制度改正を行ないまして加入率を上げなければならぬという問題があつてござりますが、組合別の収支は大体そのようになつておるわけでござります。

○渡辺(美)政府委員 次に、連合会でございますが、連合会の収支状況は、昭和四十五年、四十六年度は年度収支に利益を計上いたしましたが、それ以前の収支状況が悪かったために、四十七年度までの収支累計は、

定で十一億四千万円、管理部門勘定で六千万円の繰り越し損失となつております。

○美濃委員 この連合会の損失を共済基金で補完されておると考えて間違いですか。

○内村(良)政府委員 この赤字でん補につきましては、昭和四十五年度に漁業連に対しまして三億円の補助金を交付し、さらに漁業共済基金から一億円の無利子の貸し付けを行なつたわけでござります。なお、その原資としては、政府、地方公共団体及び共済団体が二億円を漁業共済基金に対し増資をいたしました。

今後の問題といたしましては、制度改正により加入率の増加をはかり、保険の収支を大きくして、長期的に赤字を出さないようにしていくということで対処したいと思っております。

○美濃委員 まず、制度の仕組みとして、共済の限度額、それから基準共済掛け金、これがやはり加入するかしないかという一つの問題点だと思っております。片や、少ない負担で高い補償が与えられる内容であれば加入率は上がっていくわけですね。いままでの加入率から見ると逆選択の傾向があるのではないか。任意加入だし、結局、危険率の高いものが逆選択で加入して、比較的——たとえば漁獲であれば、漁獲が安定して、漁獲共済あたりも総体から見ると幾らも加入していないといふ数になるわけです。そうすると、漁獲が非常に変動率が高くて加入しておったほうが安全だという逆選択の傾向が若干あるのではないか。私はよくわかりませんが、そういうふうに感じるわけですね。そのためこういう赤字が出ておるのはどうですか。赤字の出たことを即危険率の把握が低いから赤字が出たとか、あるいは共済の限度額が高いわけですね。そこで、義務加入制をしこうとしておるのでですが、そういう弊害があると思うわけですね。そういう点に対しても、今後の行政指導なり、あるいはこの改正によってどう変わっていくことがあります。そこでも、そういう弊害があると思うわけですね。

○内村(良)政府委員 逆選択の問題でございますが、先生御案内のように、農業の場合には確かに常襲災害地というようなところがござります。ところが、漁業の場合は、私も完全なるくろうとではございませんけれども、農業における常襲災害地は——それは保険でございますから、全然逆選択がないんだと言いい切れるかどうかわかりませんけれども、常識的に考えまして、逆選択はあまりないのじやないかというふうに考えております。たまたま事故が多かったので赤字になつてきましたといふことは、さつき申しました組合ごとの収支から見ましても、私は逆選択が全然ないとは申し上げませんけれども、それほど保険経理を脅かすようないふ選択はないのじやないかというふうに思つております。

○美濃委員 ですから、いま言った赤字の原因は何にあると把握しておるのか、逆選択だけをさしておるわけじやないのです。たとえば、加入が少なければ募集に経費がかかつて、基準事務費も増加するでしょう。だから、この赤字の原因といふのは何に——進めてきた経過といふのは承知していなければならぬ。どこに原因があつて、その原因に向かつて今回は、まあ義務加入だけが一つのメリットじやないはずですから、どういうふうに改正することによって加入意欲はどうなつていくんなどということをお聞きしたいわけです。

○内村(良)政府委員 赤字の原因でござりますけれども、先生御案内のように、漁獲共済よりも養殖共済、特にノリの事故というのが非常に大きな赤字の原因になっておるわけござります。今度の改正では、ノリの養殖共済につきましては、御案内のように一つの収穫保険のことやつてみよいうことを考えておりまして、そこで制度の改善ということを考えておるわけござります。それでは、今度の改正で基本になる加入が一体

どの程度あるかということでございます。加入があふえなければ制度を改正した意味がないじやないかということでおきますが、私どもの計画では、四十九年度におきましては、四十八年度に比較いたしまして、共済金額で二三・二%、純共済掛け金で四八・二%、国庫負担で五六・二%といふふうなことで加入が行なわれるだらうというふうに計画しておるわけでございます。

○美濃委員 今度の改正では、共済のいわゆる限度額があるは危険率という点については、從来やつた実績だけを考えておるのか、それとも限度額あるいは基準共済掛け金率といふものに、いわゆる加入が推進できるような、やつた結果の実績で改定が見込まれるかどうか、これをお尋ねしたい。

○内村(良)政府委員 共済限度額の算定方式につきましては、従来よりも簡素化いたしまして、わざりやすくすると同時に、最近の魚価の上昇が反映できるよう改正しておりますので、従来よりは漁業者の方々にとってわかりやすくなるし、さらに補償が厚くなる。

それから、掛け金につきましては、国庫負担をふやしておりますから、その漁業種類によりましては、共済掛け金率の改定の結果多少掛け金が上がるものもあるもちろんござります。しかし、平均として見れば国庫負担がふえまして掛け金率自体も下がるということで、従来よりは入りやすくなつてゐるということになるわけでございます。

○美濃委員 掛け金率についてはどうですか。危険率はどういうふうに見ておられますか。今回の改定と従来やつてきた経過から見て、ですね。

○内村(良)政府委員 まず、漁獲共済から申し上げます。漁獲共済の共済掛け金率は、昭和三十九年に制度発足以来、四十二年度にノリ養殖共済にかかる共済掛け金率のみその被害発生状況から約四六%の引き下げを行ないました。さらに二年の漁災法の一部改定の際、ノリのてん補方式が三割足切りになりました関係から、掛け金率は一〇%引き下げとなつております。なお、その後おおむね三年ごとに共済掛け金率の改定を行なうことにしてきたわけでございまして、四十四年度にはノリの養殖共済の掛け金率は、災害がその前にあつたものでござりますから、四六%の引き上げになつております。四十九年度は定期改定期となつているわけでございまして、今般の制度改正とあわせて改定することになるわけでございまが、共済掛け金率の引き上げ幅は漁獲共済の場合と同じように最高二割に押さえたいというふうに思つております。

○内村(良)政府委員 算定方式を単純平均方式から加重平均方式に改めるとともに、限度額率の引き上げを行なう等の措置をとりましたため、掛け金率の改定によつて掛け金率が約四割上昇いたしました。その後、共済掛け金率についてはおおむね三年ごとに改定することになります。そこで、度に改正されたものでございまして、前のときに比べまして、四十五年度の改定では約九%の引き下げとなつております。次期の共済掛け金率の改定は四十八年度であつたわけでございますが、いろいろ制度改定の研究が行なわれたということもありまして、一応制度改正時期に合わせるといふことで加入が行なわれるだらうといふふうに計画しておるわけでございます。

○美濃委員 今度の改定では、共済のいわゆる限度額があるは危険率といふ点については、従来やつた実績だけを考えておるのか、それとも限度額あるいは基準共済掛け金率といふものに、いわゆる加入が推進できるような、やつた結果の実績で改定が見込まれるかどうか、これをお尋ねしたい。

○内村(良)政府委員 共済掛け金率算定の基礎となる被害率は、本制度の契約者等の実績を基礎として算出しめたものでございますが、てん補内容の改善の場合を除き、掛け金率の引き上げ幅については、漁業者の負担とならないような調整措置、すなわち最高二割で押えるという措置をとつてきております。次に、養殖共済でございますが、養殖共済につきましては、三十九年に制度発足時に決定した共済掛け金率について、四十二年度にノリ養殖共済にかかる共済掛け金率のみその被害発生状況から約四六%の引き下げを行ないました。さらに二年の漁災法の一部改定の際、ノリのてん補方式が三割足切りになりました関係から、掛け金率は一〇%引き下げとなつております。なお、その後おおむね三年ごとに共済掛け金率の改定を行なうことにしてきたわけでございまして、四十四年度にはノリの養殖共済の掛け金率は、災害がその前にあつたものでござりますから、四六%の引き上げになつております。四十九年度は定期改定期となつているわけでございまして、今般の制度改正とあわせて改定することになるわけでございまが、共済掛け金率の引き上げ幅は漁獲共済の場合と同じように最高二割に押さえたいというふうに思つております。

○内村(良)政府委員 まず、漁獲共済から申し上げます。漁獲共済につきましては、四十三年度に約四%の掛け金率の引き上げを行なつておりますが、漁具共済にかかる共済掛け金率の改定期及びその幅については特段の定めをしていないわけ